

平成27年勝浦町マラソン議会（9月会議）会議録第1日目

1 招集年月日 平成27年9月8日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 9月8日 午前9時30分 議長 国清一治

散会 9月8日 午後3時26分 議長 国清一治

1 出席及び欠席議員

○出席議員（10名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	籾公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子	10番	大西一司

○欠席議員（0名）

1 会議録署名議員

3番 美馬友子 9番 井出美智子

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	福田輝記
教育長	椎野和幸	参事兼 企画総務課長	伊丹眞悟
税務課長	松本重幸	福祉課長	大西博己
産業交流課長	野上武典	住民課長	笹山芳宏
建設課長	柳澤裕之	教育委員会事務局長	河野稔彦
勝浦病院 事務局長	山田徹	会計管理者 出納室長	岡本重男

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 久木喜仁

1 議事日程（第1号）

開議宣告

日程第1 諸般の報告

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 議会運営委員会所管事務調査報告

日程第4 認定第1号 平成26年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 議案第1号 勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第2号 勝浦町電子計算組織の運営に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第3号 過疎地域自立促進計画の一部変更について

日程第8 議案第4号 勝浦町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第5号 平成27年度勝浦町一般会計補正予算（第2号）について

日程第10 議案第6号 平成27年度勝浦町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第11 報告第1号 平成26年度決算に基づく財政の健全化判断比率について

日程第12 報告第2号 平成26年度決算に基づく資金不足比率について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

○議会事務局長（久木喜仁君） おはようございます。

○議長（国清一治君） はい、どうぞ。

○議会事務局長（久木喜仁君） 開会前に資料の訂正がございますので、報告させていただきます。

平成26年度勝浦町病院事業特別会計決算審査意見書の1ページですけれども、下のところの1，予算の執行状況についてのア，収入の事業収益の決算額はってずっとあって、最後に「632万4,000円減」となっておるところを「増」の間違いでございますので、訂正してください。1ページです。

それと、勝浦町歳入歳出決算審査意見書の訂正も1カ所ございます。

これの10ページの表の下，歳入の根幹である町税は、前年度比△0.3%でありっていう、この「△0.3%」を、「プラス0.03%」でありますので、訂正をお願いします。ページ10ページです。お願いします。

1ページの一番下のところの1，予算の執行状況について(1)収益的収支の状況，これのア，収入のところ、事業収益のってずっとあって、最後に632万4,000円減となっているとなってるんですけども、「減」じゃなしに、「増」の間違いです。

午前9時30分 開議

○議長（国清一治君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成27年勝浦町マラソン議会9月会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（国清一治君） 日程第1，諸般の報告を議題といたします。

会議等への出席状況の報告ですが、8月19日、勝浦町農村環境改善センターで開催された平成27年度勝浦郡人権教育推進協議会総会及び研修会に美馬議員と私が出席しました。

8月21日、徳島市で開催された徳島東部広域農道整備事業促進協議会第33回通常総会に私が出席しました。

8月28日、徳島市で開催された町村議会広報紙作成講座に仙才議員、松田議員、美馬議員、節議員、井出議員が出席をしました。

8月31日、徳島市で開催された終戦70周年記念徳島県戦没者追悼式に私が出席しま

した。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは中田町長、福田副町長、椎野教育長、伊丹参事ほか関係課長でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第2，会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、議長において指名をいたします。

3番美馬議員，9番井出議員の両名を指名いたします。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第3，議会運営委員会所管事務調査報告を議題といたします。

美馬議会運営委員長の報告を求めます。

美馬委員長。

○議会運営委員長（美馬友子君） 9月1日に議会運営委員会を開きましたので、協議結果を報告いたします。

会議日程であります。本日から17日までを予定といたしますので、ご協力をお願いいたします。

以上、報告といたします。

○議長（国清一治君） ただいま議会運営委員長の報告に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第4，認定第1号，平成26年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより第一読会を開きます。

この第一読解は、会議規則第53条により、状況によっては私からも質疑をしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ご異議ございませんので、そのように決定いたします。

町長から開会の挨拶並びに本件の趣旨説明をお願いいたします。

中田町長。

○町長(中田丑五郎君) 皆さんおはようございます。

平成27年勝浦町マラソン議会9月会議の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私にわたり何かとご多用のところをご出席を賜りまして、深く感謝を申し上げます。また、議員の皆様方には、日ごろから町勢の発展に格別のご尽力を賜っておりますことに対しましても、厚く御礼を申し上げます。

さて、去る9月3日には、第2回目の勝浦町地方創生総合戦略会議を開催をいたしました。本町の地方創生総合戦略につきましては、できるだけ多くの町民の皆様方からご意見をいただきながら、町を挙げての戦略にしていまいりたいとの考えから、去る5月13日に開催をいたしました第1回の勝浦町地方創生総合戦略会議を皮切りに、町内3カ所での町民の皆様方との意見交換会の開催、ホームページや新聞折り込みを通じた意見の募集を行ってまいりました。こうして寄せられました町民の皆様方の意見や議会議員の皆様方からいただきましたご提言をもとにしながら取りまとめをさせていただき、人口ビジョンや総合戦略の素案につきまして議員の皆様方にもお知らせをしながら、素案に対して今後の取り組みにつきましても貴重なご意見をいただいたところでございます。今後、これらの意見を十分に勘案しながら、勝浦町の独自色が含まれた農業、交流、定住のまちづくりをさらに加速、実現するような計画を本年10月末までに策定できますよう取り組んでまいります。

9月6日には、南海トラフ巨大地震を想定をいたしました、全町一斉の防災訓練を本年も実施をいたしました。避難安否訓練や給水訓練、物資の配給訓練などを実施し、雨天にもかかわらず、今回も訓練に多くの方々にご参加をいただいております。本当に感謝を申し上げる次第でもございます。町民の皆様方には、改めて防災意識を向上していただけるよい機会となったのではないかと考えているところでもございます。また、町といたしましても、今回の防災訓練を契機といたしまして、改めて地域の防災力を高めるための自主防災組織の体制の強化や住民の生命、身体、財産を

守る消防団員の確保など、安全・安心なまちづくりへの取り組みに努めてまいり所存でもございます。

それでは、本会議に上程をいたしております議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

認定第1号は、平成26年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定についてであります。

各会計の収支等の状況につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、勝浦町一般会計では、歳入歳出差し引き額4億6,388万5,935円となりまして、このうち翌年度に繰り越すべき財源5,906万1,000円を差し引きまして、4億482万4,935円の黒字となっております。

次に、勝浦町国民健康保険特別会計では、歳入歳出差し引き額2億3,995万4,404円の黒字となっております。

勝浦町簡易水道事業特別会計では、歳入歳出差し引き額1,571万547円となりまして、このうち翌年度に繰り越すべき財源1,124万8,801円を差し引きまして、446万1,746円の黒字となっております。

次に、勝浦町住宅新築資金等貸付特別会計では、歳入歳出差し引き額6万3,554円の黒字となっております。

次に、勝浦町農業集落排水事業特別会計では、歳入歳出差し引き額203万7,209円の黒字となっております。

勝浦町介護保険特別会計では、歳入歳出差し引き額4,162万95円の黒字でございます。

勝浦町後期高齢者医療特別会計では、歳入歳出差し引き額54万1,050円の黒字でございます。

勝浦町物産販売特別会計では、歳入歳出差し引き額971万984円の黒字でございます。

次に、勝浦町病院事業特別会計では、病院事業収益で6億5,173万3,161円、病院事業費用6億4,107万7,204円、差し引き1,065万5,957円の黒字となっております。

以上、決算の認定につきましては、監査委員の意見を添えて提出いたしましたところでございます。

詳細につきまして、会計管理者と病院事務局長から説明をいたさせますので、ご審

議をいただき、ご認定いただきますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（国清一治君） 今、町長が説明があったところは、決算資料の121ページですか、ちょっと先に言うたらよかったですけども、そこに掲載をされていることをごさいます。

町長の説明は終了いたしました。

続いて、詳細説明を求めます。

岡本会計管理者。

○会計管理者（岡本重男君）〔認定第1号説明〕

○議長（国清一治君） ちょっと小休します。

午前9時44分 休憩

午前9時45分 再開

○議長（国清一治君） 再開します。

○会計管理者（岡本重男君）〔認定第1号説明〕

○議長（国清一治君） 次に、勝浦病院事務局長の説明を求めます。

山田勝浦病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（山田 徹君）〔認定第1号説明〕

○議長（国清一治君） 提出者の説明は終わりました。

これより認定第1号について総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） お諮りします。

本件を第二読会に付することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ございませんので、本件は第二読会に付することに決定いたしました。

なお、本件の第二読会については、本日、日程第12の報告第2号終了後から10日までの3日間で行いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第5、議案第1号、勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから日程第8、議案第4号、勝浦町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

この第一読会は、会議規則第53条により、状況によっては私からも質疑をしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

町長から本件の趣旨説明をお願いいたします。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 議案第1号は、勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この条例は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の開始に伴うなど、勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する必要性が生じたため、規定の改正を行うものであります。

議案第2号は、勝浦町電子計算組織の運営に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例につきましても、マイナンバー制度の開始に伴い、勝浦町電子計算組織の運営に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、規定の改正を行うものであります。

次に、議案第3号は、過疎地域自立促進計画の一部変更についてでございます。

これは、過疎地域自立促進計画の事業計画につきまして、四国のみち鶴林寺公衆便所改築事業と坂本家運営事業を追加するものであります。

議案第4号は、勝浦町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例につきましても、マイナンバー制度の開始に伴い、勝浦町手数料徴収条例の一部を改正する必要性が生じたため、規定の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審



議をいただきまして、ご決議賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（国清一治君） 町長の説明は終了しました。

続いて、詳細説明を求めます。

議案第1号から第3号まで、伊丹参事から説明を求めます。

伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） それでは、私のほうから議案の説明をいたしたいと思います。

まず初めに、議案第1号、勝浦町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

マイナンバー制度は、住民票に登録のある個人一人一人に独自の番号を割り当て、個人情報を管理する制度でございます。行政を効率化したり、それから町民の利便性を高めるための、公平公正な社会を実現する社会基盤と考えております。これまで、各公的機関などは、それぞれの独自の方法で個人情報を管理してまいりました。制度を導入することで、行政機関や地方自治体がばらばらで保有している住民票のデータや納税状況など個人情報をマイナンバーをつけて、その場で照会することができるようになるため、申請者が窓口で書類を提出するなどの必要がなくなります。

今回の条例改正の目的であります。社会保障・税番号制度の導入に向けまして、平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が制定されました。番号法第31条では、地方公共団体に対して個人番号に含まれる特定個人情報の適切な管理について必要な措置を講ずることが求められております。このことから、勝浦町においても、番号法の改正を踏まえ、特定個人情報の適切な管理に向け、勝浦町個人情報保護条例の一部の改正を行うものでございます。

改正は、改め文をごらんいただきたいと思いますが、1条、2条というふうに分かれております。1条においては、番号法が制定されたことによる特定個人情報の取り扱いについて改正する部分でございます。第2条では、情報提供等記録開示システム、これは別名マイナポータルといいまして、自分の特定情報をいつ誰がなぜ情報提供したかを確認する制度でございます。この設置に伴う改正となっております。

施行日につきましては、初めに申し上げますけども、番号法につきましては、この10月5日から、それから番号法に基づく特定個人情報の規定を盛り込んだ町条例につきましては来年1月1日から、また情報提供等記録開示システムの運用につきましては平成29年7月1日ということで、それぞれ施行日が違う改正となっております。

それでは、まず第1条の主な改正点についてご説明をいたします。

まず、前段の改正につきましては、目次の整理を行っております。

それから、第2条関係は、定義の中で番号が改正されましたのに、これに基づく特定個人情報について第3号、第4号、第5号を追加するものでございます。

それから、第3条関係は、実施機関の責務、私も行政機関でありますけども、これにつきまして第2項で個人情報の適正な管理に努めること、また第3項では実施機関の職員の秘守義務、個人情報の漏えい等につきまして秘守義務を規定しております。

それから、第7条関係は、個人情報の収集等の制限について規定しております、改正前では、番号法による特定個人情報の区別がありませんでした。このため、新しく特定個人情報以外の個人情報について規定して、次の第7条の2で番号法による特定個人情報について分けて規定をすることになりました。

それから、第8条の利用及び提供の制限につきましても、第7条と同様に、特定個人情報以外の個人情報と第8条の2で保有特定個人情報の目的外利用の制限について規定しまして、第8条の3で特定個人情報の提供の制限を規定いたしております。

それから、第9条が一番大きく変わった点でございますけども、オンライン結合の制限の規定です。今回の改正で一番変わった、今言いましたところでございますけれども、改正前では、公益性があるとか、それから個人の利益、権利を侵害するおそれがない場合、こういう場合を除きまして、原則オンラインによる個人情報の提供をしてはならないというふうに規定されておりますが、この番号法に基づく特定個人情報に限り、今回の改正からオンラインにより提供が可能となっております。

それから、第11条は、委託に伴う措置等についてでございます。個人情報の取扱事務の委託する場合を規定をしております。

それから、第12条は、受託者の責務ということで、個人情報の漏えい等の適正な管理、それから目的外使用の禁止について規定をいたしております。

また、12条の2においては、指定管理する場合もございますので、この指定管理者

についても同様の責務を課しております。

それから、第13条でございますけども、開示請求権について、未成年者、それから成年後見人の法定代理人についても、本人にかわり開示請求ができるということになっております。

それから、第21条でございますが、これは自己の情報の訂正あるいは消去、目的外利用や外部提供の停止を請求する権利でございます。これを規定しております。

それから、27条ですが、これ26条から条ずれで27条になっておりますけども、統計法に基づく個人情報につきましては、この条例を適用しないことになっております。

次に、第2条の主な改正点です。これが、先ほど言いました情報提供等開示記録のシステムの運用について規定いたしております。

第2条の定義につきましても、情報提供等の記録の定義を追加する内容となっております。

それから、第8条は、特定個人情報の目的外利用の制限ということで、番号法に基づく情報提供等記録は除くというふうに規定されております。

それから、第21条関係ですが、収集目的外利用または外部提供の禁止の請求権について規定しております。情報提供等記録にもついても適用しないということが記載されております。

8条、21条関係は、自己の個人情報がどのように利用されたり、提供されているかということをチェックしなければなりませんので、制限をしないと、自由に閲覧なりチェックができるということで、こういう条文になっております。

それから、第24条は、開示等の実施の規定の中ですが、情報提供等記録の訂正については除くと、原則除くというふうに規定をされておりますが、もし訂正した場合は、実施機関は、その旨を請求者、それから総務大臣等に対して、遅滞なく書面で通知することが義務づけられております。

そのほか、条例のずれ等がたくさんありますので、その部分を改正しております。

施行日は、先ほど冒頭に申し上げたとおりでございます。

以上で議案第1号の説明といたします。

続きまして、議案第2号の勝浦町電子計算組織の運営に関する条例の一部を改正す

る条例についてご説明を申し上げます。

この条例につきましても、今回の番号法の改正に伴いまして改正するものでございます。

町の電子計算機の運営について、個人情報保護するとともに、行政の適正かつ運営を確保するための基本的事項を定めたものでございます。

改正の内容ですが、第2条はやはり定義の改正で、番号法に基づく特定個人情報の部分を追加するものです。

第6条につきましても、個人情報の提供の制限、改正前では、特別な定めがある場合のほかは外部に提供してはならないというふうにしておりましたけれども、番号法に定められた特定個人情報につきましても除くと、提供してもよいというふうに規定するものです。

附則で、施行は平成27年10月5日からということで決められております。

以上、議案第2号の説明といたします。

続きまして、議案第3号でございます。過疎地域自立促進計画の一部変更についてご説明いたします。

今年度、観光交流事業を実施していくために、1つの事業、四国のみち鶴林寺公衆便所改築事業、2つ目に坂本家の運営事業というものを実施する予定でございます。実施に当たりましては、財源といたしまして過疎債を借入れを予定をいたしておりますので、この事業を計画に盛り込まなければ借入れができませんので、計画に追加をするものでございます。

以上で議案第3号のご説明といたします。

以上です。

○議長（国清一治君） 続いて、議案第4号について、住民課長から説明を求めます。

笹山住民課長。

○住民課長（笹山芳宏君） 議案第4号、勝浦町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

先ほど参事がご説明申し上げましたとおり、番号法に基づき市町村が個人番号を付番し、通知カード、27年10月5日以降の交付になります、により本人に通知すること

とされています。また、市町村は、本人からの申請により、顔写真付きの個人番号カード、平成28年1月以降交付をすることとされております。通知カード、個人カードともに、初回の交付の費用負担はありませんが、紛失等により再交付となる場合の手数料について規定するため、勝浦町手数料徴収条例の一部改正するものでございます。

通知カード及び個人カードの初回の交付手数料及び経費につきましては、市町村が国からの法定受託事務として取り扱い、国庫補助の対象となっていることから、住民の皆さんに負担をいただくことはありません。しかし、紛失等の理由によって再交付となる場合の交付手数料経費については、国庫補助の対象にならないことが国から示されております。このため、カードの紛失等による再交付を希望する場合は、受益者負担の考えから、手数料を負担していただくものと判断しました。このことから、再交付の手数料額を規定するため、勝浦町手数料徴収条例の一部改正を行うものです。

なお、カード等の原価を考慮して、国から示されている再交付手数料相当経費は、通知カードが500円、番号カードが800円であることから、同額を再交付の手数料額として規定するものでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 提出者の説明は終わりました。

これより議案第1号について総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

9番井出議員。

○9番（井出美智子君） これは、今セキュリティーの問題が非常にマスコミでも取り上げられていて、悪用された場合にどうなるんかっていうことなんですが、マイナンバー制度のセキュリティーの問題に関しては、町はどのように対応されていますか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。いや、そのままで。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 以前にも若干お話ししたことはありますけれども、町といたしましては、プラットフォーム、一応日本に2カ所あるんですけども、そこにデータを移行します。直接外部からは町のシステムには侵入できないという制度になっております。それも、専用回線ということですが、年金機構でもあった

ようなことが絶対起こらないということはないかもしれない。ちょっとそのあたりは心配しておりますけども、一応町のデータが直接侵入をされて出ていくということはありません。このマイナンバー法の改正によって、順次いろんなデータを移行してまいります、そのプラットフォームに。そこへ公的機関なり関係機関がデータを見に行くというふうなシステムにはなっております。こちらからは、そのプラットフォームに必要な情報しか流しませんので、何回も申し上げますように、それ以外の番号法に決められた情報以外のデータは流れないというふうにはなってます。

○9番（井出美智子君）　ということは、同じような県下全域っていうか、日本全国が同じシステムでこれはプラットフォームに上げていくっていうことなんですね。

○議長（国清一治君）　伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君）　そうです。期限も決められてますので、ご存じだと思いますけども、先般、2018年には今度金融と医療がデータを送るというふうには、この間四、五日前かな、そういう法案可決されてますので、順次そういうふうにして、いろんなデータをプラットフォームに移行していくと。そこに関係機関がデータ照会をしていくというふうなことになってます。全国的に統一してそれをやるということですよ。

○議長（国清一治君）　井出議員。

○9番（井出美智子君）　これを上げていく場合、システムの会社に委託するわけですか。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君）　そういう方法でするようにしております。

○9番（井出美智子君）　民間のシステム会社は、各市町村でいろいろばらばらに、勝浦町はこのシステム会社、上勝町はこのシステム会社っていうように、民間のシステム会社に関しては別々な形で委託するわけですね。

○議長（国清一治君）　済いません、発言は挙手してください、双方、挙手。

伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君）　各自治体によって業者が違います。ただ、国のほうはシステム一緒ですので、それぞれの自治体のシステムを改修をして、国のシステムに合うように修正をして、そこに載せていくと、データ移行していくという形になります。

○9番（井出美智子君） この……。

○議長（国清一治君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） これせなあかんね，失礼しました。

○議長（国清一治君） 言うタイミングが外れますので。

○9番（井出美智子君） 失礼しました。

いつもシステムというと，すごくお金がかかるんですが，これは国から全額補助金  
がおりてくるわけですね。町の負担はないわけですね。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） この件につきましても，今までご説明若干し  
たことあるんですけども，私どもが業者さんに委託しておる額と国が算定しておる額  
はかなり違います。その部分については，県を通して，実態に合うたような補助金を  
してくれということは言っております。ただ，自治体によっては，国の基準以上のもの  
，バージョンアップしたり，町独自のカスタマイズをしたシステムがたくさんあり  
ますので，それも一緒にデータ移行する場合があります。それについては，国は関知  
しない。関知しないというか，お金は出さないということになってますので，基本的  
には国の基準に定められたデータを送るんですけども，勝浦町ではいろいろバージョ  
ンアップなり，職員が使いやすいようにしておりますので，そういう部分についても  
改修をしなければデータ移行ができないという部分がありますので，その分について  
は当然町費になります。そういうことも含まれて，なかなか勝浦町が要る経費が満額  
出ないというような状況もあります。

○9番（井出美智子君） 濟いません，あの……。

○議長（国清一治君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） システムの膨大なお金に関しては，県の補助金も活用でき  
るんですか，さっきおっしゃってたように。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 基本的には，国のこれ制度ですので，国が補  
助をするということが大原則だと思ってます。

○議長（国清一治君） 副町長，何かあるんですか。

福田副町長。

○副町長（福田輝記君） マイナンバー制度の費用負担についてのご質問が出ております。これ、制度上は国による改正ということで、これに係る経費については全額国が持つと。市町村の負担は一切ないようなスキームにするというような説明を受けております。ただ、問題があるのは、情報通信関係の経費、例えばA社が開発したソフトを改修するのは、競争が働かないと。どうしてもA社に随契をしてしまわないかんということで、情報通信系の事業というのは、なかなか競争原理が働かないというような、これは一方で指摘がございます。こういう中で、今国が想定している改修経費、それと実際地方が行っている改修経費、ここで大きな開きが出てるところと出てないところというのがあるのも事実でございます。これについて、余りにも大きいような経費については、県が国に言うて、国の基準を引き上げてもらったというようなケースも過去にあったというふうに聞いております。町については、こういう実態があるということを県にはお伝えをして、これが全国的な動向であるのならば、国の基準額を引き上げていただくようにというような形をお願いしております。

もう一点、国が全額経費を見るというようなやり方としてはさまざまありまして、単純に交付金で来るということもございますし、特別交付税で措置する、普通交付税で措置するとか、いろんなケースがあって、国は、いずれかの形でやるにしても、全額国の経費で持つというような説明を受けておるということでございますので、この実態については県とかを通じて、国に対して、町の持ち出しがもし必要な実態があるのであれば、そういうことは訴えていきたいというふうに思っております。

○議長（国清一治君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） ぜひ町の負担が軽くなるように、国や県に働きかけてください。このシステムという言葉がかかってくると、膨大なお金が発生するので、国が全額持つという基本的原則をしっかり守ってくれるようにってということで、仕方ないと諦めずに、上へ声を上げてほしいと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

10番大西議員。

○10番（大西一司君） 基本的なことで、役場内担当者が入力ミスとか、ぼかとか、はっきり言うたら、というふうなことで情報が漏れんようにせないかんと思うん



で、そのためのいろんな指導とか、それとか、もし漏れた場合どうするとか、そういったことは検討しておりますか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 今度、マイナンバー法が制定されまして、個人情報、法律に基づいて出さないかんものは出していくということで個人情報の取り扱いがありますので、まだしてはおりませんが、職員には全職員対象にして研修会をすとか、情報の取り扱いについて指導なりをして、そういう取り扱いについては厳重に担保していくということにはしております。ただ、どこまで出す情報を広げるかというのは、国のほうから、この情報について上げてくれということがございますので、職員に対しても権限、この方はどこまで触れますよという取り扱いの範囲をちゃんと職員にも決めて、それ取り扱いをしていかなければ、職員であっても、誰もかもが情報を見て、使えるということにはならないような対処をとっていくというふうにしております。

○10番（大西一司君） ぜひきちっとした、そういうスキームというか、徹底してほしいなと思います。

町長ね、やっぱりこれみんな一番心配していることだと思います。役場内から、そういうことがひょっとミスで万が一起こらんように、徹底した指導というのをお願いしたいと思います。その点、ちょっと市長のほうから。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 10番議員さんのおっしゃるとおりで、やはり年金の情報の漏れとか、いろんな事例も出ておりますので、初めての制度でございます、取り扱い等十分慎重に対応していきたいと思っております。町民の皆さん方が、本当に安心して情報を開示というか、出しますので、そういうようなことで安心して皆さんが生活できるようなシステムをつくっていかねばと思っております。

以上です。

○10番（大西一司君） 終わります。

○議長（国清一治君） 3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 勝浦町も、10月5日から番号法が開始になるわけなんですよね。それで、書類提出がなくなって、町民の利便性が高まるっていうことなんです

が、こういった書類提出がなくなる、具体的な、わかるものがありますか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） いろんな場面想定されると思いますけども、考えられるんは、例えば税の申告であれば、扶養家族の例えば住民票を持ってきなさいとか、そういう窓口で必要書類がかなり出てくると思うんです。そのことについて、行政機関同士でそのデータの照会ができますので、そういう意味では、請求者というか、申告者に対して事務の軽減が図れる。福祉とか、いろんな給付についても、そういう関係書類の添付っていうのが出てまいりますので、番号法の個人情報に定められた範囲であれば、そういう書類が要らなくなるということになると思うんで、かなり住民の方とか申請される方は利便性が図れるんでないかと思っています。

○議長（国清一治君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） そのことは、周知の方法で具体的なことが示される広報の仕方とかは考えているんですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） またちょっと具体的にそこまでは、例えばどういう申請にどういった書類が要って、ここの分は要りませんよというのは、きめ細かな具体的な情報ちゅうのをどう流すかちゅうのがあるんですけど、事務をする中で、例えば住民の方が役場に申請される方に、個々に書面上で、今まではこういう書類が要りましたけれども、今回は不必要ですというような明示をしていく必要は十分あろうかと思っています。

○議長（国清一治君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） そのことをきっちりとマニュアル化してないと、さっきもおっしゃったように、職員がどこまで情報がわかって、この書類不必要なもんとかというもんをしっかりと、こういうことはマニュアル化してほしいなと思っています。

○議長（国清一治君） よろしいか。

他に質疑はございませんか。

6番 節議員。

○6番（節 公一君） 直接この条例とは関係ないんですが、先ほどの井出議員とのちょっと関連で確認したいんですが、このシステム改修にかかった費用、副町長のほ

うから、原則的には一応国の制度変更によるもんやから国費というようなことであつたんですが、これ既に今までも26年度の補正予算とかでも、この分は出されてますね。このときに、たしか全部国負担ではなくして、町のほうからの負担もあつたと思うんですが、いずれにしろ今までに既に支払った分で、町費から出しとる分なんがあつたら、その分は後で補填するっていうか、国のほうからしてもらえるのか。それとも、今まで町費から出した分は全くないのか。ちょっとその点についてお願いします。

○議長（国清一治君） 福田副町長。

○副町長（福田輝記君） 先ほど、全額国費で補填という説明をさせていただきましたけれども、これ事業によって市町村が独自に使うやつということもありますので、国がこの改修に係る分については全額、これは3分の1、これは2分の1と、それぞれ使う回線によりまして定めております。だから、全て何でもかんでもっていうのではなくて、国が、そもそも市町村の固有の事務については、これは市町村と折半だから2分の1とか、3分の1とか、補助率を決めてやっておると。10分の10というものもありますけども、そういうようなことです。先ほどのちょっと補足をさせていただきます。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 町が支払った経費と国の算定した差が、確かにございます。ちょっと額は覚えてませんが、その差を県を通して国に報告して、差を埋めてもらえるという制度はございますので、その手続は今までもしておりますし、そういう流れで国のほうに対して補助金の申請をしておるといのが今の実態です。

○議長（国清一治君） 笹議員。

○6番（笹 公一君） 説明は、よくわかりました。

今までの予算のときの質疑でも、国の制度変更に対して全額でないんでない、おかしんでないかというようなことで、参事は、やはり町独自のもんもあつて、プラスのもんもあるもんやから、その分については町でせないかんというような答弁もあつたと思いますし、それは副町長の答弁とも整合性はあるんですが、今までの町でしとる分に対して、本来は国が見てもらえるやつについては、また請求していくことができ

るということですね。そういう理解でよろしいんですね。わかりました。

以上です。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 次に、議案第2号について総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、質疑がございませんので、次に議案第3号について総括質疑を行います。

質疑はございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ちょっとほんなら、私から1点ですが、この計画の変更ちゅうんは、これ随時できるんですか、事業が出てきた場合に、その点だけ。

伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 当然、期限はございます。間際になって、計画に載せても、予算ございませんので、そのときもですけども、一定の期間締め切り日がありますので、それまでに変更を提出した場合は大丈夫だと思います。今回は、今の段階ですので、2次の申請につけていただくというような作業を進めております。

○議長（国清一治君） 議案3号についてはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは、議案第4号について総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 以上で……。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） カードを紛失すると手数料がかかるっていうわけですが、本当に大事な番号を通知されるわけで、そのことが個人に対してすごく大事なカードなんだっていうPRをしっかりとしてほしいんですが、その具体的な広報の対策とかは

考えてるんですか。

○議長（国清一治君） 笹山住民課長，そのままです。

○住民課長（笹山芳宏君） 広報として，重要なものであるというふうなことを町民の方に伝わるような配布の仕方をしたいと思っております。

○議長（国清一治君） よろしいか。

○3番（美馬友子君） しっかりしてください。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 以上で総括質疑を終了します。

お諮りします。

本件を第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので，本件は第二読会に付することに決定をいたしました。

小休いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時47分 再開

○議長（国清一治君） 再開をいたします。

これより議案第1号から4号までの第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略いたしたいと思いますが，これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議なしと認めます。

それでは，これより詳細質疑を行います。

まず，議案第1号について詳細質疑を行います。

質疑はありませんか。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

次に，議案第2号について詳細質疑を行います。

質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について詳細質疑を行います。

質疑はありますか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第4号について詳細質疑を行います。

質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(国清一治君) 質疑なしと認めます。

以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ご異議ありませんので、議案第1号、第2号、第3号、第4号は第三読会に付することに決定をいたしました。

~~~~~

○議長(国清一治君) 日程第9、議案第5号、平成27年度勝浦町一般会計補正予算(第2号)についてと日程第10、議案第6号、平成27年度勝浦町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを一括して議題といたします。

これより第一読会を開きます。

この第一読会は、会議規則第53条により、状況によっては私からも質問をいたしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(国清一治君) ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

町長から本件の趣旨説明をお願いします。

中田町長。

○町長(中田丑五郎君) 議案第5号、平成27年度勝浦町一般会計補正予算(第2

号) についてであります。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ857万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を38億5,943万9,000円とするものであります。

次に、議案第6号、平成27年度勝浦町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございます。

補正額につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,196万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億7,239万円とするものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議をいただきまして、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長(国清一治君) 町長の説明は終了いたしました。

続いて、議案第5号についての各関係課長から詳細説明を求めます。

伊丹参事。

○参事兼企画総務課長(伊丹眞悟君) それでは、議案第5号、平成27年度勝浦町一般会計補正予算(第2号)についてご説明をいたします。

今回の補正の金額につきましては、歳入歳出それぞれ857万6,000円を追加し、総額を38億5,943万9,000円とするものでございます。

4ページをちょっとごらんください。

第2表の地方債の補正について、限度額を変更いたします。今年度、臨時財政対策債が確定いたしましたので、3,287万7,000円を追加いたしまして、1億2,287万7,000円といたします。

それでは、総務課関係の予算の説明を行います。

歳出中心ということですが、充当する歳入がありますので、歳入のみの補正がありますので、先に説明をいたします。

8ページをごらんください。

歳入の17款繰入金でございます。財政調整基金繰入金ですが、これが2,734万8,000円の減額となっております。理由は、今申しました臨時財政対策債が増加になりましたので繰入額が減ったということでございます。

次に、20款の町債、今も申し上げます臨時財政対策債ですが、3,287万

7,000円の増額です。理由は、今言いましたように、本年度の借入額が確定したものです。この臨時財政対策債につきましては、一般財源として充当してまいります。

それでは、11ページをごらんください。

8 款の消防費を補正をいたします。

昨年度のって言うてましても、ことしの1月ですけども、町の自主防災組織の連絡協議会による防災訓練事業が行われましたけども、ことしもやってみたいということで予算を上げさせていただいております。町内の防災力のさらなる向上を目指し、自主防災組織の連携強化を図るため、ことしにつきましては、徳島地域防災力強化実証実験事業補助金、これ昨年と同様の補助金です。それともう一つ、これは新しい分ですけども、地域連携企業防災推進モデル事業補助金、この2つを活用いたしまして、本年は棚野地区におきまして町の自主防災組織連絡協議会、それから棚野区民を中心に、そして要支援施設であります社会福祉法人勝寿会、そして協力団体といたしましてキンキサイン株式会社と連携して、防災訓練を実施いたします。訓練の内容、今の段階ですけども、南海トラフ地震を想定いたしまして、交通網の遮断、それからライフラインの停止、住宅の倒壊等による負傷者の救助、ひとり暮らしや要援護者の避難支援などの訓練を実施するとともに、備蓄品の整備もしていきたいと考えております。まだ具体的には決まっておりますけれども、関係者をご相談しながら計画を立ててまいります。実施期間については、今のところ来年の2月ごろに予定をいたしております。

予算のほうですけども、歳出ですが、8 款の消防費、1 項消防費、1 目非常備消防費、19 節負担金補助及び交付金で158万8,000円の事業といたしております。歳入につきましては、14 款の県支出金、2 項県補助金、7 目消防費県補助金、とくしま地域防災力強化実証実験事業補助金100万円でございます。それと、地域連携・企業防災推進モデル事業補助金30万円、あと一般財源28万8,000円を予定いたしております。

総務課につきましては、以上でございます。

○議長（国清一治君） 次に、大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 5 号議案、一般会計補正予算案のうち、福祉関連の詳細説明をさせていただきます。

議案書7 ページをお開きください。



11款の分担金・負担金，2の民生費負担金でございますが，阿波っ子はぐくみ保育料助成事業を活用して，18歳未満の子供のいる世帯の3人目以降の保育料を，ことし4月にさかのぼって無料とするため，歳入予算の補正をするものでございます。

11の1の2，3節の2，現年度分保育負担金，いわゆる保育料でございますが，保育料収入を295万2,000円減額補正いたします。これは，現在入所している対象者13人分の保育料が無料となるためです。これには，従来からの本町独自で実施している4歳，5歳の方は含まれておりません。

同ページ，下のほうですが，14の2の2，民生費補助金は，1節の23，阿波っ子はぐくみ保育料助成事業の県費補助金ですが，対象者を22名と見込み，その経費の2分の1，239万3,000円が歳入追加増の補正となります。

9ページに移ってください。

議案書の下の方でございますが，次の第6号議案，介護保険特別会計に係る補正予算の特定財源ということになりますが，詳細は第6号議案で説明させていただきます。

3，1，3の老人福祉費，28節の5，介護保険特別会計繰出金を50万円追加補正するものです。

10ページに移ります。

上段の部分ですが，3，2，1の児童福祉総務費，補正額はございません。特定財源の補正によりまして，財源内訳が変更になっただけでございます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 次に，笹山住民課長。

○住民課長（笹山芳宏君） 住民課の補正予算についてご説明を申し上げます。

まず，2件でございます。

9ページであります。2，総務費，4，戸籍住民基本台帳費，2目住民基本台帳ネットワークシステム費を，職員手当10万円，共済費4万円，賃金25万7,000円，需用費14万3,000円，委託費10万3,000円，備品購入費74万4,000円，19，負担金補助及び交付金197万4,000円でございます。これは，先ほど来ご説明しておりますマイナンバー制度の導入に伴う臨時職員の雇用と，それからカードの裏に裏書きをします機械の導入を図るものでございます。

これに対する収入でございますが、7ページの11款国庫支出金、2項国庫補助金の8目総務費国庫補助金で、2節の戸籍住民基本台帳国庫補助金215万2,000円を充当することとしております。一般財源として、120万9,000円を充てることにしております。

それと、10ページでございますが、4款衛生費、2項清掃費、4目の廃棄物再生利用等推進費で、16節原材料費5万円、18節備品購入費67万円、これは西岡地区のリサイクルをする施設の建設を計画しております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 次に、野上産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） 議案第5号、勝浦町一般会計補正予算の詳細説明について、産業交流課関係の補正予算でございますが、事項別明細書の歳出で説明させていただきます。

10ページをお開きください。10ページの一番下の表でございます。

5款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費につきまして、19節の負担金補助及び交付金を20万7,000円増額補正するもので、これは生比奈財産区の山林ほか、林業専用道、昨年完成しました婆羅尾尖石線の周辺山林の間伐実施計画のため、森林集約化経営計画を策定することとなります。このための補助金を計上するものでございます。財源といたしまして、7ページの歳入、14款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金の林業費県補助金、森林整備地域活動支援交付金15万4,000円が充当されることとなります。

11ページをごらんください。

6款商工費、1項商工費、3目地域交流推進費につきましては、10月1日から道の駅ひなの里かつうらをNPO法人阿波勝浦井戸端塾に指定管理委託する経費を科目移動するものと、また道の駅の南側植栽が昨年と本年度の台風による浸水被害により修繕工事を計上するものでございます。目計で220万円の増額となっておりますが、増額分につきましては、南側植栽修繕工事に係るものでございます。

なお、道の駅指定管理に係る費用につきましては、お手元に資料を配付させていただきましたが、勝浦町物産販売特別会計の指定管理に係る補正予算案とあわせて委託することとなっております。委託料は、合計で400万円となっております。詳しく

は、6、1、3の地域交流推進費の道の駅事業で4節の臨時職員社会保険料を23万6,000円の減額、7節臨時職員賃金を153万7,000円減額、11節需用費のうち消耗品費を48万9,000円、それから光熱水費を7万円、修繕費を8万6,000円減額することとなります。それから、12節の道の駅の情報端末等の通信費等が14万4,000円減額、それから13節の委託料、施設管理委託料につきましては、減額部分はJAの植栽管理を12万円減額、セコムに委託しております施設の警備保障8万2,000円の減額、それからトイレの清掃、シルバーに委託しておりますが、68万5,000円の減額で、減額の計は88万7,000円。それから、NPOに指定管理委託する額の一般会計分が352万1,000円増額いたします。委託料では263万4,000円の増額となります。それから最後に、14節のリース料として7万2,000円を減額いたします。ここまでの指定管理委託に係る補正予算案でございます。

それから最後に、道の駅南側の植栽修繕工事として220万円の工事費を計上いたしております。

それと、物産会計のほうは、歳入歳出総額の増減はございませんし、また款項の移動もございませんので、議案案件ではございませんが、関係いたしますので、これもご説明させていただきます。お配りしました資料をごらんいただきたいと思います。

わかりますでしょうか。

2枚物でございます。表紙に平成27年度指定管理制度移行に伴う物産販売特別会計補正(案)といたしております。

それでは、説明させていただきます。

1款販売事業費、1項販売事業費、1目販売事業費の11節需用費、消耗品費を9万6,000円減額、それから委託料の保守点検委託料19万4,000円を減額、それから14節の賃貸料18万9,000円を減額し、施設管理委託料、指定管理の委託料として47万9,000円を増額するもので、委託料といたしましては28万5,000円の増額となっております。こちらの47万9,000円と、先ほどの一般会計での352万1,000円合わせて400万円を指定管理の委託料といたしております。

以上でございます。

○議長(国清一治君) 続いて、議案第6号についての詳細説明を求めます。

大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 第6号議案の詳細説明をさせていただきます。

介護保険特別会計の補正予算書でございますが、1号、予算書の2ページをお開きください。

第1表の歳入は、8款第1項一般会計繰入金、補正前の額1億1,961万4,000円に50万円を追加補正して1億2,011万4,000円とし、9款第1項繰越金16万円に4,146万円を追加補正して4,162万円とします。

3ページに移ります。

歳出予算は、1款第1項総務管理費を補正前594万1,000円に20万円の追加補正、同第4款の趣旨普及費10万円に30万円の追加補正、3款第1項基金積立金1,000円に3,276万円を追加補正、6款第1項償還金及び還付加算金15万円に870万円を追加補正、歳出の補正予算は4,196万円となり、予算合計は8億7,239万円となります。

各事項別の明細は、歳入、6ページをお開きください。

8, 1, 2の繰入金は、1節1の事務費繰入金が50万円、9, 1, 1の繰越金は、1節1の前年度会計の繰越金が4,146万円でございます。

次に、歳出ですが、7ページに移ってください。

1, 1, 1の一般管理費は、介護保険法の改正に伴う負担限度額認定証書や社会福祉法人と利用者負担軽減確認書等、各種様式の作成に伴う印刷製本費ですが、当初予算で保険者に配布する分を計上しておりましたが、申請により発行する分を3年に1度印刷するのが予算不足となり、11節の4、印刷製本費を20万円追加補正させていただければと思います。その下、1, 4, 1の趣旨普及費では、同様に改正に伴う周知用のパンフや介護予防教室等で改正内容周知に係る教材費等が不足と見込まれ、11節の2の需用費、消耗品費を30万円追加補正させていただければと考えております。その下、3, 1, 1の介護給付費準備積立金は、26年度会計の繰越金を25節の6に3,276万円追加補正して積み立てるものです。その下、6, 1, 1の第1号被保険者保険料還付金は、年金天引き等により特別徴収したもので、当該会計年度に処理できなかった分を本年度会計で還付処理するために、23節の4、還付金を10万円追加補正して、合計25万円として執行処理します。前年度繰越金が特定財源となります。

8ページに移ります。

6, 1, 2の償還金では、26年度実績精算による国県支払基金からの交付金償還金

を23の5，返還金とするため，860万円追加補正します。これも，特定財源は前年度繰越金が充当されるものです。返還金の内訳といたしましては，地域支援事業国庫支出金返還金が39万2,310円，同地域支援事業支払基金返還金が71万9,281円，介護保険国庫負担金返還金が424万4,992円，同介護保険県費負担金返還金が321万2,532円で，返還金の合計859万9,115円となります。

以上が第6号議案の詳細説明でございます。

終わります。

○議長（国清一治君） 以上で提出者の説明は終わりました。

これより総括質疑を行います。

議案第5号についての質疑はございませんか。質疑はございませんか。

10番大西議員。

○10番（大西一司君） まず，消防費で自主防災の棚野の合同訓練なんですが，158万円。割とこれだけののに，ようけ要るなという感覚があるんやけど，どんなことにこの158万円大体要るんですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 支出の内容でございますけれども，まず計画を具体的には進めてまいりますけれども，計画の段階で申し上げますと，避難・搬送等の訓練用といたしましてストレッチャー，それから伸縮担架，トランシーバー，テント，防災用のヘルメット，それから毛布，それから救急箱，それから炊き出し訓練用の食費等で予定しておると。個数をちょっと言いませんけれども，そういうふうな内容で計画が出されております。

○議長（国清一治君） 大西議員。

○10番（大西一司君） ストレッチャーとか，担架とか，無線機，そんなん既存のもんでやるのではないんですか。新たに購入するんですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 新たな費用で，この補助金を使って購入するというようにしています。

申しおくれますけれども，備蓄品の整備についてもやるということです。

○10番（大西一司君） 重機の整備。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 備蓄品ね。

○10番（大西一司君） 備蓄品，ああ備蓄品。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 非常食の関係です。

○議長（国清一治君） 大西議員。

○10番（大西一司君） こういうようなやつ，もちろん利用目的きちんと後々のことはあるんですよ。やるたびにこういうなんがどんどん要るようでは，あれと思うんじゃないけど，どのように利用なさるんですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 当然，役場全体で持っておる量は，役場が管理しとるほうが少ないですんで，地区でこういう整備をしていただいて，地区ごとで対応できるような装備を進めていけたらと思っておりますので，自主防災組織なり区を中心に，こういう備品とか機材については整えていきたいと考えてます。

○議長（国清一治君） 大西議員。

○10番（大西一司君） そしたら，今の言われたもん，町に置く以外に，例えば地区に置くとか，キンキサインとか，勝寿会とかに置く分もあるんですか，この中に。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 基本的には，地区に置きたいと思っております，町は町で一応持っておりますので。ただ，町が全町的に災害が起こった場合に，全て対応できるかというたら難しいと思っておりますので，こういう事業で購入していた資材につきましては地区で保管していただいて，地区の災害に備えていただくというふうな考え方でおります。

○議長（国清一治君） 大西議員。

○10番（大西一司君） 後々，こういったことをずっと全町的に広めて，もちろんいかなんだら手落ちになるわね，ここだけだったら。ずっと広めていくわけですか，全町的に。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） おっしゃいましたように，基本的には地区地区で訓練していただいて，その費用をできるだけ補助金という形で入れていただいて，地区ごとに整備をしていきたいと。今後もずっとできれば続けて，地区ごとの整

備を図っていきたいと思ってます。

○10番（大西一司君） ああそうですか。大変だろうと思うけども、ええことだと思ってるんで、頑張っていたきたいと思います。

○議長（国清一治君） 大西議員。

○10番（大西一司君） 次に、商工費のことですが、指定管理でプラス・マイナスというか、10月からなんで、要らんもんと、今度新たに発生するもんとなつとんですが、ざっと聞いたんでちょっと覚えとらんのやけど、例えばJAに何ぼか減すって言いよったような、内容的にこれどういうふうな、JAに減らすやということ何かあるんですか、ほかにもあったら説明してください、ほかにもあるんやったら何か。

○議長（国清一治君） 産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） 13節の委託料のところは、予算では263万4,000円の増額となっておりますが、これにつきましては、指定管理料として352万1,000円、今回一般会計から支出することといたしております。ただ、先ほど議員おっしゃるように、JA東とくしまへの道の駅前面部分の植栽管理等を今までやってもらっておりますが、これが年額24万円で、その半額の12万円の減額というふうにいたしております。それから、セコムの警備保障につきましても8万2,000円の減額、それからシルバーに委託いたしておりますトイレ等の清掃、これが68万5,000円の減額というふうになります。差し引きいたしまして、今回13節では263万4,000円の予算額を計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 大西議員。

○10番（大西一司君） 減額した分、それはそのままええんですか。それはやっぱりその分をNPOのほうに持っていくという解釈でよろしいんですか、どうぞ。

○議長（国清一治君） 野上産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） おっしゃるとおり、これにつきましては、今後指定管理を受けていただいた阿波勝浦井戸端塾が管理をしていただくと。指定管理、今まで委託しているものを引き継ぐかどうかというのは、井戸端塾、指定管理を受けていただいた団体によるというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 大西議員。

○10番（大西一司君） 内容的に、例えば減らした分、ある程度減らしただけで、そのままNPOに持っていかんでもいけるものはないんですか。いろいろ精査して、それまで要らんっていうようなことの内容はないんですか。ほとんどこれ減らした分、そのままNPOのほうにお渡しするということなんですか、どうぞ。

○議長（国清一治君） 野上産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） 指定管理を公募するときの積算といたしまして、それぞれに委託料だけでなく、そのほかの経費につきましても指定管理に必要な経費として応募もあったし、町からの公募するときの要項としてこういった中身を上げさせていただいております。今まで町がやってきた道の駅の管理に係る経費を算出して出てきたものでございまして、同じように町がやっていくのであれば必要な経費というふうに考えております。

○10番（大西一司君） そう判断しとんだったら、それでいいと思いますが。

もう一つ、南側の植栽220万円、これどういうふうな内容なんですか、どうぞ。

○議長（国清一治君） 野上産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） 実は、一昨年、昨年の台風のとき2回ほど大きい台風がありまして、道の駅の裏の部分は、ほぼトイレの床面から20センチぐらいのところぐらいまで冠水いたしました。裏面の植栽につきまして、今防草シートと、それとシバザクラの植栽、それをとめるために木の柵をもつてのり面をつくっておりましたが、冠水したために木の柵等が浮き上がって、破損いたしております。土が徐々にこれ流れていく状態になっております。できれば、コンクリートでのり面をもう少し緩くした状態でやり直したいと、修繕をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 大西議員。

○10番（大西一司君） 材木、丸太をかえるんでなしに、丸太はそのまま使えるんですね。使えなんならおかしいわね。それぐらいで、注入丸太でかなり高い金額だったと思うんじゃないけど。

○議長（国清一治君） 野上産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） 丸太につきましては、注入丸太でなかったかとは思



います。ただ、またしますと、同じような状況で、ことしにつきましても冠水して、やっぱり浮き上がってくるという状況が出てきましたので、昨年よりひどくなっておる状況でございます。

昨年から県とも協議を続けておりまして、どういうふうに直すかということで、今回県とも協議した結果、一番下の段の丸太の高さにコンクリート壁をつくって土どめをして、のり面をつくと。できれば、現在のシバザクラを植えたいなというふうに考えております。

○議長（国清一治君） 大西議員。

○10番（大西一司君） 余りしつこうに言うつもりはないけど、後々のことを考えて、本当にきちとした……。防腐だったでしょう、あれはしかし、注入でなかったもね。そんなに簡単なもんでないと思うんじゃけど、やりかえとかするとか。これで、やっぱり県の補助金ってないんですか、一般財源で皆これなっとなやけん。これちょっと県のほうにも、どんなんですかね、お願いできるんですか。

○議長（国清一治君） 産業交流課長。

○産業交流課長（野上武典君） 県にこういった工法でというような、道の駅のことでございますので、協議もかけておりますし、その財源的なものとしても、今協議中ではございます。できれば、今年度中にその協議はまとめたというふうに考えておりますが。

今回の議会への提案ということで議案で出させていただきましたが、またできれば、ビッグひな祭り等が始まるまでに工事は終わらせたいということで、今回まだ県との財源的な面での協議が終わってはいないんですが、提案させていただきたいという。

○10番（大西一司君） 協議中ということで、出してくれる可能性もあるんやね、十分。

終わります。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

6番 節議員。

○6番（節 公一君） 9ページのことで、住民課長のほうから説明がありましたマイナンバー制度に移行することの経費があったんですか、これ先ほどの第1号議案と

もちよつと関連するんですが、この費用負担ということで、この分は今回一般財源で120万円払うようになってるわけですね。臨時雇い賃金とか、そういう説明があったんですが、事務的な経費っていうのは、これはやはり町でせなしゃあないんですか。これは、副町長、先ほど言いよった、必要な分は国費でというようなことだったんですが、こういうもんは町でせな。せやないと、先ほどのんと、ちよつとどういふぐあいな関連になるんですか。

○議長（国清一治君） 福田副町長。

○副町長（福田輝記君） 私、詳細にこの事業がどうっていうところはちよつと把握はしておりません。ただ、必要経費につきましては、先ほど言いました、想定される事業費を国ははじいております。それに伴いまして、想定される標準の事務費っていうのも当然含まれてくると。考え方としては、含まれてくるといふふうには考えております。ただ、その想定される事務費がどの程度なのかというのは、国が想定する標準事務費と実際市町村が行う事務経費との間で開きがある場合もございますし、そのシステム改修の経費についても、国の経費と実際の経費っていうのは乖離があるというようなこともあって、いろんなケースがあると思いますけれども、基本的に事務をやるときの実際直接工事費みたいなものを買う経費、改修する経費、それとそれに付随する想定の手務費、これについては当然入るべきものではないかなというふうには思っております。

○議長（国清一治君） 籾議員。

○6番（籾 公一君） 今の説明だったらですよ、国のほうが、国のほうに都合のええような判断した場合は、町のほうは、ある程度それに従わなければいけないというようなことですか、ちよつとうがった見方をすれば。というのは、今回もこれ一般財源から120万円出るでしょう。これが、副町長の答弁によったら、これを国が必要と認めてくれるもんがあったら、後で補填されるという担保みたいなもんはあるんですか。

○議長（国清一治君） 福田副町長。

○副町長（福田輝記君） 先ほど来申し上げております、このマイナンバーに係る事業というのは、国が主導して行った事業ということで、これに係る経費っていうのは、国が全て負担をするというような仕組みになっております。ただ、その事業の内

容によっては、市町村固有の事務があるという分については市町村の負担があるという  
ことで、事細かく、これは10分の10国負担、これは3分の1、これは2分の1とい  
うように分かれているというふうに聞いております。これについて、そういう費用負  
担のもと国が負担をするということでございますけども、一部国が負担するのも、実  
績によって負担ではなくて、国はある種想定される事業費というのをつくっております。  
この想定される事業費と実際の事務費、実際行う経費っていうのに乖離があれば、それは当然その差し引きっていうのは一般財源を継ぎ足しと、町費を継ぎ足しと  
いう形で、とりあえず執行せないかんような形になるということでございます。これ  
については、県のほうにこういう実態というのは申し上げて、県のほうから国へ申し  
上げて、余りにもこの傾向というのが全国的なものであれば、国の標準の経費とい  
うのをかさ上げするというのが、昨年度はあったというふうには聞いております。  
今年度についても、こういう事情っていうのは、町としては県のほうに上げて、県の  
ほうから国へ上げていただいて、これが全国的な状況であれば国のほうも考えていた  
だけというふうには思っておりますけども、例えば勝浦町というか、ごく限られた  
ところがこだけ要するというのであれば、その事務経費っていうののあり方の見直  
しとか、そういうところにもかかわってもくるかもわかりませんので、とりあえず全  
国的なこういうような足りないという状況であれば、国も標準事業費を改定せざるを  
得ないというようなことになると思いますので、まずは今与えられたマイナンバーに  
係る経費っていうのを、これはしっかりと町のほうでやって、経費節減にも努めなが  
ら町のほうでやると。それに基づいて、理不尽な町費の負担があるのであれば、これ  
については県のほうにしっかりと申し上げていくと。これが国に認められれば、その  
差額というのは、何らかの形では補填をされてくるのかなというふうに思っております。

○議長（国清一治君） 籾議員。

○6番（籾 公一君） 説明はよくわかったんですが、やはりこういうことをするに  
は、どうしても事務的なもんていえば必要ですわね、当然のことながら。それは、必  
要経費として、今副町長の答弁のあった、そういうものは県に申請していったら、県  
のほうからまたまとめて国のほうに言うという、去年はそういうことで実績があった  
ということですので、どうですか、今の副町長の見解としては、こういうものは当然

言うていくべきものと思いますか、今回のことも含めて。

○議長（国清一治君） 福田副町長。

○副町長（福田輝記君） 個人的には、このこと自体は非常に少額でもありますので、この事業だけをつかまえてどうのこうのというのはちょっと額が小さいのかなとは思いますが、議員の皆さんからそれぞれ意見がございましたので、どんだけ今まで経費が要って、それに対して国の補助金はどんだけ、制度上トータルでどういようなことなんだっていうのは、ちょっと私調べまして、県の担当課にはちょっとその動向というのを、個人的にといいいますか、聞いてみて、見解も聞いてみたいというふうに思います。

○議長（国清一治君） 籾議員。

○6番（籾 公一君） いろいろ見解はあると思うんですが、この金額を少ないと見るか、事業費の3分の1という見方をすれば、非常に大きいなど。今回の金額で見たらですよ、割合が3分の1という見方すれば大きい額にもなるんじゃないかなと思いますので、そこらあたりは強く要望していってほしいと思うんですが。

ちょっと趣旨が外れて申しわけないんですが、これ参事でも副町長でも、もし知ったら参考のために教えていただきたいんですが、こういう行政がやる場合は国なり県なりの補助金があるんですが、今これ各企業でもやらなければいけないということになってますね、当然のことながら。そういうときっていうのは、企業に対する補助みたいなものは制度的にはあるんですか。そういうのはわかっただけですか。わからなったら、わからないでええんですけど。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 企業に対するマイナンバー制度に伴う補助的なものっていうのは、全然私のほうは承知してません。どういうルートで、例えば経済産業省とか、そういうところから何らかの補助金があるんだろうとは思いますが、詳しくは承知しておりません。

○議長（国清一治君） 籾議員。

○6番（籾 公一君） 役場のほうとしても、町内にも企業がありますよね、いろんな企業があつて、そこらからの情報提供っていうのも、当然従業員として働いている方もおられると思いますので、全く関係がないというわけではないと思うんですけ

れども、またそういうのがわかれば、教えていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 8番の消防費の関連なんですけど、10番議員のところ、地元で施設なり病院があって、とてもこの訓練は重要なものと考えています。前回は学校と連携して、今回は施設、企業と連携してって、本当に自主防災組織の強化に当たる事業ではないかなと思うんですけど、1点、備品のことなんですけど、ストレッチャーもこの地区で保管するということなんですけど、病院や施設があるので、その近くに置いて、共有して利用できるやということではないんですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 当然、地元に一応原則配備をしていくということですので、そのあたり各種団体がどういう取り扱いをするか、どういう連携を持って災害時に利用していくかっていうのは、地区ごとでやっぱりある程度考えていただいて、その利用方法について検討しておいていただきたいと思ってます。

○議長（国清一治君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） これからも事業を行うことでいろんな会議があると思うんですけど、その中で考えていけばいいということですか。2月に実施するに当たって、まだ地区とか施設の方とも一緒になって合同の会議があるんで、その中でも検討していけるっていう課題ですよ。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） そのように思ってます。役場も当然ご支援したいと思ってますので、いろいろこれから準備、それから当日までの計画を詰めていかなければいけませんので、その間の間にどういう具体的な方法は詰めたと思っています。

○議長（国清一治君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 各地区からも自主防災組織が訓練にも加わるということなんです、しっかりと訓練してほしいなと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） それでは次に、議案第6号について質疑はございませんか。ございませんか。

10番大西議員。

○10番（大西一司君） 基金がこれ主で3,200万円ということ、基金積み立て、これも今まで積み立てはなかったね。ほんで、初めてスタートでしょうか。そして、年次計画ちゅうが、どういう計画を持ってやられるような段取りですか。お願いします。

○議長（国清一治君） 大西福祉課長、いや、座ったままで。

○福祉課長（大西博己君） 剰余金を基金に積み立てるといのは、近年なかったと思います。剰余金が発生しなかった。へたをすれば、不足額が生じたような傾向が続いておりましたので。

年次計画という具体的なプランにつきましては、介護保険計画等にどういう表現をしてあるか、ちょっと今持っていませんので、できんですけども、この26年度決算による繰越金を27年度会計で基金に積み立てておいた分は、次の第7期、30年度以降の介護保険料算定に何らかの考慮ができるんでないか。これは、あくまでも第6期期間、平成26年度から29年度までの給付増がなく、この基金を取り崩さなければの話ですが、そういう計画にはしております。

以上です。

○議長（国清一治君） 大西議員。

○10番（大西一司君） 今年度からやね、補正やけん。

これって、ほかの町村って、かなりちゅうか、ほとんどが基金、これもちゃんとしてやっと思ふんじゃけん、遅まきながらっていうふうな感じではあると思ふんやけど、いっぱいいっぱい状況の中で、正直な話、よう出てきたな、これだけっていうような感じも受けんことはないんやけん、今言うたように、余ったけん、これ積み立てでけたという感覚ですね、今回、これはつきり言うたら。やっぱりそういう基金、今言うた年次計画っていうか、きちっとした計画を立てる必要があるんでないかと思ふんですが、そういう点について、課長、それから町長、どんなご見解でし

ようかね。はい、どうぞ。

○議長（国清一治君） 大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 近年では、24年、5年と、決算で余剰金が出ませんでしたので。それでも、数百万円の基金積み立ては、当初予算では計上してあったと思います。ただ、24年度以前には、1,300万円から1,500万円の基金積み立てが結果として可能であった時期がございます。今のところ、剰余金が出た場合に基金に積み立てるというような計画が出ておりますが、毎年年度計画に基づいて何らかの予算で計画的に基金を積み立てていくというような方向は出ておりますけども、具体的に毎年幾らという実施計画までは至っておりません。それぐらいのところですよ。

以上です。

○議長（国清一治君） 大西議員。

○10番（大西一司君） 今の答弁で、恐らく今さっき私言うたように、いっぱいいっぱいなんで、それは見通しが立たんだろうと思います、それははっきり言うて。課長、しゃあないと思ひよる。

町長、やっぱり何らかの形、基金というのは必要であろうとは思いますが、町長の見解どうですか。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 基金があれば安定した経営もできますし、また負担者の側に立っても、安定したような出金の関係ができますので、できるだけ計画的に立てる。しかし、なかなか計画的なことは難しいだろうと思っておりますけども、それに向かって町も対応していきたいなと思っております。

○議長（国清一治君） 大西議員。

○10番（大西一司君） 私のほうは、終わります。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

9番井出議員。

○9番（井出美智子君） ちょっと10番議員とは意見が違ふかもしれませんが、介護保険っていうのは、高齢者を対象にしておりますので、掛けている人が給付を受けるっていう形ですので、何年先を見越しての計画というよりかは、今なるべく……。介護保険の負担を5,800円に上げたから、この積立金ができただけであって、上げたこ

とによる負担感も町民に大きくなっているのです、町民の負担を上げたことによる剰余金がこだけ出たんだから、それを毎年積み立てていって、なるべく安定的っていう考え方よりかは、今高齢者で負担感が大きくならないように、基金をようけ積み立てていくっていう考え方は、ちょっと素人考えで言えば、ふさわしくないのではないかなっていう考え方があるんですよ。だから、そこら辺はまた意見の相違になってくるかとは思いますが、そんなにたくさんの積み立てをする必要が介護保険であるのかどうか。他の市町村の状況も、私は勉強不足なのでわからないんですけど、やはり今高齢者で年金も少なくなっている人の負担をなるべく少なくして、現年度現年度でいっぱいいっぱいの経営は、それは運営は苦しいかもしれないけれども、余ったお金を積み立てていくっていう考え方はちょっとどうかなって思っています。上げたからこだけ出たんやなと思っているのが、今実感なんです。やはり介護保険の加入者の実態は高齢者なんだから、今掛けている人がいつ亡くなるかもわからないような、何年先っていうのがなかなか考えれんような人がたくさん入っているのです、掛けている人が一番利益が得るような形の運営を十分お願いしたいと、私は思います。

○議長（国清一治君） 質問のポイントは。

○9番（井出美智子君） そないに積み立て積み立てって考えるのはどうかなと思うので、課長はどうか、町長はどうかということが質問のポイントです。

○議長（国清一治君） 大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 1点、この26年度決算による剰余金が出て、27年度会計で積み立てる余力が生まれたのは、介護保険料を5,100円から5,800円に上げたのは26年度からでございます。したがって、26年度は介護保険料は据え置いたまま。

○議長（国清一治君） 26年、違う。

○福祉課長（大西博己君） 27年度からでございます。ですから、27年度に介護保険料を上げたから余力が生まれたちゅうわけではございません。

一応、他町村のほう、26年度決算現在までで基金等がございまして、それを崩して第6期の介護保険料をこさえたという事実もございまして、そのあたりは総合的に判断していくべきかと思っております。

以上です。

○議長（国清一治君） 井出議員。



○9番（井出美智子君） もう一度確認したいことは、介護給付費の準備基本積立金というのを、積立金を持ってきた目的は何かっていうことを確認させてください。

○議長（国清一治君） 大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 前年度決算額によりまして余剰金が発生した場合、まず償還金とか還付金等の処理を優先しまして、そちらのほうに予算は向かいます。その後、なおまだ余剰金があった場合、次年度への繰越金として置いておく、27年度から28年度への繰越金として置いておくのではなくて、一旦準備基金のほうに入れておくというのが、介護保険会計上の適切な処理というふうに県の指導を受けております。

以上です。

○議長（国清一治君） よろしいでしょうか。

補足がありそうで。

大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） 26年度前年度会計で余剰金が出た分を27年度にすぐに介護保険料に下げる方法があるかという質問もございました。

介護保険料というのは、3年に1回しか変更ができません。27年度、第6期分の介護保険料を決定し、これが27、28、29年度末まで行きますので、26年度決算での繰越金、余剰金をもってこの6期途中の介護保険料を変更する方法はございません。願うべきは、介護給付費が第6期の3カ年の間に余り増額をせず、基金を取り崩さず、そのまま第6期の29年度末まで取り崩さずにおければ、第7期の介護保険料からその分は考慮できるはずです。

以上です。

○議長（国清一治君） 井出議員、よろしいか。井出議員は、一旦よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 以上で総括質疑を終了します。

お諮りします。

議案第5号、6号を第二読会に付することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、議案5号、6号は第二読会に付することに決定をいたしました。

議事日程の都合により、休憩をいたします。

午前11時51分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（国清一治君） それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

これより議案第5号、6号について第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議なしと認めます。

それでは、これより詳細質疑を行います。

まず、議案第5号についての質疑はありませんか。

議案第5号、補正予算。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 議案第5号の8の消防費の件ですが、自主防災組織訓練補助金とありますが、この国、県からの補助金で、今年度は防災士を何名かの方が取ったと思うんですが、防災士の強化にもこの事業っていうか、この補助金を使える事業ができるっていうことはないんでしょうかというところをお聞きしたいと思います。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 今回の自主防災主催の防災訓練の補助金、2種類ございますけれども、それを防災士の育成に充てるということは、ちょっと要綱を確認しておりませんが、恐らく該当しないと思ってます。

ことし、当初予算で30名ほど防災士で予算組んでおりますけれども、今の段階で15名受けていただいているような状況です。

ちょっと再度詳しくは確認してみますけれども、恐らくこれは訓練用の補助金ですので、防災士育成のための補助金ではないというふうに考えています。

○議長（国清一治君） 3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） この予算外のことなんですが、その育成とか、看護師のライ

センスを取った6名ぐらいで、今、防災組織ではないんですが、組織立ち上げてる段階なんですけど、そういった防災士とかナースのライセンスを持った方が自主防災組織に参加するということで、この訓練も同じように参加できると思うんですが、その強化とか教育を受けるための補助金やというんは、またあったら探してほしいなというところです。今回、関係ないので、またお願いしたいと思います。

○議長（国清一治君） 答弁よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 次に、議案第6号について質疑はありませんか。

9番井出議員。

○9番（井出美智子君） 先ほども述べましたが、介護給付費準備基本積立金が3,276万円も積み立てられるのであれば、5,800円もの値上げをする必要がなかったのではないかとお考えですが、課長はこの件についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（国清一治君） 大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） ただいまのご質問で、さきの1月補正にさかのぼりまして、介護保険料というよりも、給付費の増及び26年度以前、24年度から26年度第5期間の積み残しを27年度第6期以降の介護保険料に上乘せすべきでないという考え方で繰入金を実施させていただきました。それに基づきまして、第6期27年度以降の介護保険料は、向こう3年間の保険給付見込み、被保険者数及び介護報酬の引き上げ予測等に基づいてだけ算定することができました。この積み残しがあった場合は、5,800円では済まなかったと思います。

厚生労働省の介護保険事業計画算定ワークシートに基づきまして、今ご説明したような要素で算定して、給付と負担のバランスを考え、3カ年で負担すべき介護保険料を適正に算定したものとなっております。したがって、この26年度の決算で余剰金が発生する見込みが立ったころには、既に介護保険料が決定していたという時間差ももちろんございますが、本来の趣旨から言うて、余剰金を予測して次期の介護保険料を決定するというようなものではございません。ですから、結果としての余剰金の積立金でございますので、今回の基金積立分を今期第6期3カ年、27年度から29年度取り崩すことなく推移できれば、次の第7期30年度から32年度の介護保険料の算定には考

慮ができるかと思えます。

以上です。

○議長（国清一治君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） 課長の答弁を確認いたしますと、余剰金ができることが予測できなかった時点で、27、28、29の3カ年の介護保険の必要な金額から算出した金額が5,800円である。そのことには間違いはないんだけど、26年度の剰余金に関しては、30年度の分の改定に役立てるということですか、このまま行かなければならないので。

○議長（国清一治君） 大西福祉課長。

○福祉課長（大西博己君） そのご理解でよろしいかと思えます。向こう3カ年、27年度から29年度の間に基金の状態のまま取り崩さずに、給付等を適正なものにして残ってた場合、第7期の保険料算定のときには考慮すべきお金だと思っております。

以上です。

○議長（国清一治君） もう終わり。

○9番（井出美智子君） しまった。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 質疑なしと認めます。

以上で詳細質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本件を第三読会に付することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ご異議ありませんので、議案第5号、6号は第三読会に付することに決定をいたします。

~~~~~

○議長（国清一治君） 次に、日程第11、報告第1号、平成26年度決算に基づく財政の健全化判断比率についてと日程第12、報告第2号、平成26年度決算に基づく資金不足比率についてを一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 引き続きまして、報告2件についてご説明を申し上げます。

報告第1号は、平成26年度決算に基づく財政の健全化判断比率についてであります。

次に、報告第2号は、平成26年度決算に基づく資金不足比率についてであります。

それぞれ監査委員の意見を付して報告をいたします。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をいたさめますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（国清一治君） 続いて、詳細説明をお願いいたします。

伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） それでは、報告第1号の説明をさせていただきます。

報告第1号、平成26年度の決算に基づく財政健全化判断比率について説明いたしまして、ご報告とかえさせていただきます。

この財政健全化判断比率は、地方公共団体財政健全化法に基づきまして、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標により評価をするものでございます。

平成26年度の決算の各財政比率の数値については、報告第1号に記載のとおりでございます。

まず、実績赤字比率の状況でございますが、この比率は普通会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。数値が入っておりません。これは、一般会計において実質収支額が4億482万4,935円、また勝浦町住宅新築資金等貸付特別会計でも実質収支が6万3,554円と、それぞれ黒字であります。したがって、普通会計におきまして4億488万8,489円の黒字決算となっており、数字が出てまいりません。

次に、連結実質赤字比率ですが、この比率は全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率でございます。ここも数値が入っておりません。これは普通会計と他の特別会計全ての実質収支額を見るもので、普通会計につきましては、今述べたとおりで

ございます。

そのほかの特別会計のうち、公営企業会計以外の会計であります勝浦町国民健康保険特別会計におきまして実質収支額が2億3,995万4,404円の黒字であります。また、勝浦町介護保険特別会計におきましては、実質収支額が4,162万95円の黒字でございます。

また、勝浦町後期高齢者医療特別会計におきましても実質収支額が54万1,050円の黒字となっております。

それから、物産販売特別会計の実質収支額ですけれども、これも971万984円の黒字となっております。

それから、法適用企業会計であります勝浦町病院事業特別会計におきましては、貸借対照表の資産の部、流動資産合計額から負債の部の流動負債合計額を差し引いた剰余金が9億9,775万7,000円となっております。

また、法非適用公営企業であります勝浦町簡易水道事業特別会計におきまして剰余金が446万1,746円となっております。

また、勝浦町農業集落排水事業特別会計におきましては剰余金が203万7,209円となっております。

したがって、一般会計及び各特別会計の実質収支は全て黒字決算となっております。表には数字が入ってまいりません。

次に、実質公債費比率ですが、本年は7.4%となっております。この数値は公債費による財政負担の程度を示すもので、企業会計も含む公債費と公債費に準ずる公債費類似経費の合計額から公債費に充てられる財源を控除した額を標準財政規模で除して得た数値となります。単年度の実質公債費比率につきましては、平成24年度が8.8%、平成25年度が9.9%、平成26年度が3.5%となっており、この3カ年の平均が7.4%となっております。

続きまして、将来負担比率でございますが、これも0%となっております。この将来負担比率は、普通会計の実質的負債の指標で、将来負担額から充当可能な財源等を差し引いた額の標準財政規模に対する比率で、前年度に引き続き0%となっております。

以上で財政健全化法に基づく財政健全化判断比率の報告とさせていただきます。

続きまして、報告第2号、平成26年度決算に基づく公営企業会計の資金不足比率について、報告第2号をごらんいただきたいと思います。

先ほど連結実質赤字比率のところで説明いたしましたとおり、公営企業法適用の勝浦病院事業特別会計、また法非適用企業会計の勝浦町簡易水道事業特別会計と勝浦町農業集落排水事業特別会計の各企業会計全て資金不足とはなっておりませんので、資金不足比率に数字は入っておりません。

以上で財政健全化法に基づく公営企業会計に係る資金不足比率についての報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（国清一治君） 報告第1号、2号についての詳細説明は終わりました。

質疑はございませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ないようですので、以上で2件の報告は終了いたしました。

小休をいたします。

午後1時47分 休憩

午後1時52分 再開

○議長（国清一治君） 再開をいたします。

平成26年度勝浦町各会計歳入歳出決算の認定について、これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（国清一治君） 異議なしと認めます。

それでは、平成26年度勝浦町各会計歳入歳出決算について詳細質疑を求めます。

企画総務関係の説明をお願いします。

伊丹参事。

座ってでええな、長いけん。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） それでは、座って説明をさせていただきます。

説明資料は、決算書を使わずに、お手元にお配りをしております主要事項説明書、これに基づきましてご説明をいたします。

企画総務課分をごらんください。

○議長（国清一治君） 総務課説明資料ちゅうんがあるんな。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 資料という分もつけてございますけども、これは参考に見ていただけたらと思います。資料って書いてない説明書のほうで説明をいたします。

○議長（国清一治君） 企画総務課は2つあると思うんやけど、事項説明書っていうほうで説明するそうなので。

ちょっと小休します。

午後1時54分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（国清一治君） 再開をいたします。

詳細説明をお願いいたします。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） それでは、資料に従いましてご説明をいたします。

まず、歳入から説明をいたします。

歳入は、9ページにまたがっております。

1ページをごらんください。

2款の地方譲与税でございます。トータルといたしましては4,494万円、内訳といたしまして、地方揮発油譲与税が1,345万6,000円。それから、同じく内訳ですけども、自動車重量譲与税、これが3,148万4,000円となっております。

それから、同じく1ページの3款ですが、利子割交付金、これ一番下のところですよ。121万7,000円となっております。

続きまして、2ページ、4款です。配当割交付金、これが635万1,000円です。

それから、5款の株式等譲渡所得割交付金、これが401万2,000円。

その下の6款地方消費税交付金5,774万3,000円。

次、2ページから3ページにかけての7款でございます。自動車取得税交付金です。3ページですが、402万4,000円。



それから、8款地方特例交付金、これ金額少ないです、56万3,000円です。

それから、9款地方交付税16億6,132万7,000円、うち普通交付金が14億6,742万4,000円。特別交付税が1億9,390万3,000円でございます。

それから、11款の分担金及び負担金のところで、一番下でございますが、情報通信費負担金ということで、これ中身につきましては防災無線の維持管理費、JAから共同運営しておりますので、そこからの負担金でございます。112万2,701円となっております。

次の4ページごらんください。

同じく11款でございますが、上から2行目、派遣職員共済組合負担金ということで333万5,441円です。これは、派遣保育士の事業主負担金でございます。一応、派遣の事業につきましては、平成26年度で終了をいたしております。

それから、13款の国庫支出金です。説明のところに6から7、11、12とありますが、まず6の中間サーバープラットフォーム整備事業補助金、これが66万3,000円です。マイナンバー法に係る分でございます。それから、7の地域活性化・住民生活等緊急支援交付金（地域創生先行型）の事業でございますが、これは26年度の3月に補正予算いたしまして、27年度に繰り越しをしておりますので、収入済額のところには金額が入っておりません。それから、11ですが、防災・安全交付金、これ社会資本の交付金でございますが、461万7,000円でございます。中身につきましては、耐震工事に伴います交付金で、庁舎分といたしましては235万9,000円、住民福祉センターにつきましては225万8,000円ということで収入しております。それから、12番の社会保障・税番号制度システム整備費補助金が637万2,000円となっております。これ中身につきましては、住民基本台帳に対応する分でございます。

それから、14款の県支出金でございます。1の電源立地地域対策交付金ということで432万円を収入しております。中身につきましては、防犯灯のLED化事業を推進しておりますので、これに充てております。

それから、同じく14款の一番下でございますが、2のとくしま地域防災力強化実証実験事業補助金ということでございます。金額100万円ということで、自主防災組織の連絡協議会が主催いたしました防災訓練、ことし1月に中山で行いました訓練に充当いたしております。

それから、5ページをごらんください。

一番上の14款です。とくしまー0作戦緊急対策事業費補助金166万円、これ以前の国の経済対策の交付金で防災倉庫を設置いたしました。そのときに設置がかなわなかった中山地区と久国地区に新たに2カ所防災倉庫を設置した財源でございます。

それから、15款のところの説明の3番、電気通信設備貸付収入、これご存じのように、光ケーブル網をNTTに貸し付けておる収入でございます。1,365万1,306円となっております。それから、大きいのでいけば、その下のずっと下がっていただいたら、説明の2番の財調基金利子のところでございますけど、276万993円となっております。これ財調の基金利子を収入しておるということでございます。

それから、6ページへ移っていただいて、16款の寄附金のところでございますけども、173万2,000円を収納してます。これふるさと納税等の寄附でございます。

それから、17款でございますが、財政調整基金繰入金ということで、当初予算には計上しておりましたけども、最終的には繰り入れをしなくて済んだということで、繰り入れをしておりません。それから、その下の元気臨時交付金の繰入金でございますが、これも前の予算でご説明いたしましたとおり、基金に積んでおりました。それが4,884万9,477円でございます。内訳につきましては、消防の詰所、第4分団、第5分団をことし詰所を新築しましたので、これに3,060万円、それから軽の救急車の購入に450万円、それから耐震補強の設計に350万円、それから防火水槽、これも星谷地区と棚野地区に1基ずつ設置をしました。これが1,024万9,000円でございます。あと、総務課関係ございませんけども、勝中のエアコン等にも1,267万円を充てております。

それから、6ページから7ページにかけて18款の繰越金でございます。

7ページごらんいただけたらと思いますが、前年度繰越金として6億5,776万902円ということでございます。

それから、19款は特にございません。

19款ですが、説明の番号の12番、市町村振興協会市町村交付金というところで399万9,000円を収納いたしております。これ住民を守る震災に強いまちづくり事業が200万円と、その他一般財源化ということで199万9,000円を収入いたしております。

それから、21番のコミュニティ助成事業費です。これ4カ所ほど申請をいたしました。

たが、最終的には横瀬地区の集会所の備品購入だけしか採択がなりませんでした。160万円を収入しております。

それから、8ページごらんください。

8ページ、20款、町債の関係ですけれども、1の過疎対策事業債（ハード事業）、これが9,820万円を借り入れいたしております。中身につきましては、広域農道に450万円、農免道に430万円、小松島の市の衛生組合に2,110万円、それから集落排水機能の強化事業に1,150万円、川北の簡易水道に5,680万円の内訳になっております。その下の2番ですが、同じく過疎対策事業のソフト事業でございます。1,500万円を借り入れをいたしております。中身につきましては、若者向け住宅建設事業、26年度に戸建ての5戸を新築いたしておりますので、300万円掛ける5戸ということで、1,500万円となっております。それから、ずっと下がっていただいて、1の臨時財政対策債、これ今回の補正予算でもご説明いたしましたところですが、これ26年度の方ですので、今度補正とは関係ありません。1億2,243万9,000円が収納になっております。

それから、一番下ですけれども、1番の緊急防災・減災事業債が7,800万円です。中身につきましては、消防詰所に1,900万円、それから勝浦、上勝、佐那河内で共同運営しております消防救急デジタル無線ですが、これに5,900万円を充てております。

以上が歳入の内訳でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

歳出は、29ページにわたります。

まず、1ページ目ですけれども、特に大きな金額はございません。

2ページをごらんいただきたいと思います。

2款の総務費の13節委託料の関係のところをごらんください。

11番の電算保守業務委託料ということで522万6,940円を支出しております。これ中身につきましては、基幹系ホストの電算室の運用委託料でございます。それから、22番のシステム更新委託料ということで853万2,000円、これは電算システムですけれども、ホストコンピューターからサーバーを更新した委託業務でございます。それから、その下の67番が社会保障・税番号制度システム対応業務委託料とということで、

支出は691万2,000円でございます。予算のところをごらんいただくと、2,700万円ほど組んでおりますが、予算残額のところの2,008万8,000円を繰り越しております。26年度に実施しました事業は、番号制度に伴います住民基本台帳の対応業務で、繰り越した分につきましては、統合宛名業務と税システムを繰り越しております。今年度、今業務を執行しよるところでございます。

それから、3ページです。

3ページのところで、ちょっとやや下のところで、説明のところの11番ですが、委託料の11番、電算保守業務委託料です。これ庁舎のネットワークのウイルス対策の更新業務でございます。358万6,258円です。それから、その下の22番が341万3,880円ということで、これも庁舎内のイントラサーバーの更新の費用でございます。

それから、4ページは特に大きなものはございません。

5ページです。

給料の関係ですけども、1番が特別職の給料ということで1,459万6,800円、それから、その下の2番、職員給料といたしまして1億9,560万9,873円となっております。それから、ずっと下へ行っていただいて、その他の手当のところですけども、2番の扶養手当、これが564万2,500円、その下の3の住居手当が228万6,000円、4番の通勤手当が417万4,200円、5の管理職手当が484万6,800円、6の宿日直手当が437万4,000円、7番が期末手当5,095万7,596円、8番の勤勉手当が2,608万2,759円となっております。

次のページ、6ページをお開きください。

9番の児童手当が285万円、それから10番の職員の退職手当の総合組合の負担金ですが、これが5,615万9,899円となっております。その下の共済費でございますけども、1番の市町村職員共済組合の負担金、長期、短期の負担金でございます。7,006万3,909円となっております。その下の臨時職員の賃金でございますが、273万5,932円となっております。これ役場の職員で、産休等の常勤職員にいろんな理由で欠員ができた場合、総務課のほうで予算措置することになっておりますので、3名分がこの中に入っております。

それから、次のページの7ページをごらんください。

一番上の委託料の11番の電算保守業務委託料です。189万5,076円で、この中身につ

きましては、人事給与のシステムを入れておりますので、その改修業務でございます。

それから、次のページに参りまして、8ページでございます。

ここは需用費関係ですけれども、2番の消耗品、これが345万7,120円、コピー代とか、もろもろの消耗品でございます。それから、その下の6番が光熱水費633万571円、それから役務費の1番、通信運搬費でございます。663万9,132円、これ郵送料等でございます。

次の9ページは、特に大きな支出はございません。

10ページも同じく、大きなものはございません。

11ページも同じでございます。

12ページをごらんください。

19の負担金補助及び交付金のところの51番の地方バス路線運行維持対策負担金です。これ徳島バスに赤字の分を町村負担しておる額でございます。118万5,000円となっております。

そのページは、それぐらいです。

13ページでございます。

ここの上のほうの委託料で、457の業務委託料でございます。577万5,361円ということで、これも昨年度ちょっと補正いただきました、ポリ塩化ビフェニルの廃棄処分の処理代でございます。それから、このページの一番下でございます。13委託料の設計等委託料ということで、耐震の関係で庁舎とセンターの実施設計の委託料を支出しております。2,207万9,520円でございます。

それから、14ページに移ります。

一番上の13委託料の電算保守業務委託料でございます。413万568円、これ耐震の関係で電算の機器を前の部屋から新しい部屋に移すための業務、移設業務の費用でございます。それから、その下に15の工事請負費があります。462万2,400円、これも耐震の関係で部屋を移動するということで、新しい放送室、電算室の移転工事の費用でございます。それから、その下にもう一つ15の工事請負費がありまして、金額が463万8,816円、これは掲示板と告示板の新設を町内行いました費用でございます。

そのページはそのぐらいでございます。

次，15ページごらんください。

これも補助金の関係ですが，一番上から2番目，63番の地区運営等の統合補助金，これは各地区へ運営をお願いしておる補助金がございます。388万6,700円となっております。それから，ちょっとずっと中ほどから下へ下がっていただいて，積立金のところですが，2の減債基金の積立金1億50万5,209円。1億円ほど積み立てをいたしております。ことし，この借金を今後ふえていくだろうという予測のもとに1億円を積み立てをいたしました。

それから，16ページ，次のページでございますが，同じく積立金でございます。財政調整基金の積立金2億276万993円ということで，これにつきましても2億円ほど財調として積み増しをいたしました。それから，そのページの下のほうですけども，委託料の14番，保守点検委託料でございます。これ光ファイバーの伝送設備の保守運用の費用でございます。NTTビジネスソリューションをお願いをいたしております。1,298万2,324円の支出です。それから，一番下ですけども，457番の業務委託料の211万7,880円となっております。これはいろいろ道路の新設でありますとか，そういうことについて光ファイバーの移設という業務が出てまいります。その光ファイバーの移設をする費用でございます。

それから，次の17ページでございます。

使用料及び賃借料のところ，上から3段目でございます。1の使用料252万8,577円ということで，これは光ファイバーの電柱の使用料です。NTTとか電力とか，いろいろ電柱を使用させていただいておりますので，その費用でございます。

それから，18ページでございます。

ここも，19の負担金補助及び交付金のところですが，67番，定住促進賃貸住宅家賃助成ということでございまして，1,621万7,000円を支出しております。このうち，歳入でもありましたように，建築補助といたしましては1,500万円，そのあとの残額につきましては家賃補助でございます。

次に，19ページでございます。

19ページの上から3つ目でございますけども，委託料の町勢要覧の印刷委託料でございます。金額が138万2,400円となっております。それから，下から2番目ですが，これも補助金の69番，コミュニティーの助成金です。これ入のところで説明いたしま

したように、横瀬地区1カ所、160万円の支出ということになっております。

それから、19ページの最後から20ページの前段、支出命令額が白紙のところがございますが、ここは全部地方創生の先行型の繰越分でございます。総合戦略の策定費等で800万円計上しておりまして、それを繰り越しておりますので、その予算がここに示されております。

それから、21ページです。ここから消防になります。

8款消防費でございますが、一番上の3の社会保険料等ということで、指導員1名、それから隊員6名の社会保険料費が254万2,360円でございます。それから、ちょっと下へ下がっていただいて、臨時雇い賃金、これも同じように指導員1名と隊員6名の給与でございます。1,715万4,206円となっております。

それから、次のページでございます、22ページ。

中ほどから下に、18の備品購入費でございます。金額といたしましては460万7,840円ということでございます。中身につきましては、地域の元気臨時交付金事業で、軽の救急車を購入いたしました費用でございます。

それから、23ページになります。

上の報酬の関係では、19の消防団員の報酬ということで531万7,000円です。それから、中ほどの報償費のところ、2の記念品162万1,944円がございます。これも全町一斉防災訓練のときに、新しい備蓄品を購入して集会所に配布したという費用でございます。

それから、24ページごらんください。

一番上のほうの需用費の関係ですけど、消耗品費というところで562万20円を計上しております。これ消耗品ということで、団員の活動費でありますとか、消防署の消耗品、それから26年度につきましては、消防団員の安全を守るというようなことで、法的にも決められましたので、住民を守る震災に強いまちづくり事業の一つとして、消防団員の防災靴、安全靴を配布したところの費用でございます。それから、その下の6番の光熱水費、これ詰所でありますとか、防犯灯の電気代等でございます。263万6,068円です。その下の7番の修繕費、消防車でありますけど、消防ポンプの修理代です。213万1,641円となっております。それから、中ほど下の13の委託料のところ、6番の設計等委託料の中で、これも元気臨時交付金で対応したもんです、

746万2,000円。中身につきましては、防火水槽の委託料が、星谷と、これ棚野と同額で、それぞれが48万6,000円です。それから、詰所について、第4分団の詰所については302万4,000円、第5分団の詰所については340万2,000円となっております。その下の14番の保守点検委託料ですが、これ防災無線の保守の委託料です。216万円となっております。

それから、25ページをお開きください。

15の工事請負費でございますけれども、総額が支出額が7,443万400円となっております。これも元氣臨時給付金で行った工事でございます。星谷の防火水槽につきまして960万3,360円、棚野の防火水槽につきましては663万6,600円、それから消防詰所第4分団につきましては2,389万7,160円、第5分団の消防詰所につきましては2,546万6,400円となっております。それから、その下の18節の備品購入費でございます。これは、入でもありましたように、とくしまー0作戦の緊急対策事業で行いました、中山と久国地区の備蓄倉庫、防災倉庫の建設費でございます。497万8,152円となっております。それから、このページの一番下の補助金の74番、退職報償金負担金、これは団員の退職のための負担金472万8,000円でございます。

それから、26ページ参ります。

上の方から、負担金の関係ですけど、75番の消防救急デジタル無線の事業負担金ということで、これ入で話しましたように、勝浦、上勝、佐那河内が共同運営いたしました消防救急デジタル無線の設備工事費負担金として5,940万15円を支出しております。それから、その下の76番の消防団の運営補助金、これが105万6,000円です。それから、ちょっと下がっていただいて、79番の徳島自主防災組織訓練補助金、これ何回も出てきますように、徳島地域防災力強化実証実験事業として自主防災組織に167万5,212円を支出しております。

次の27ページは、大きなものがございます。

それから、28ページごらんください。

地方債の償還金の関係です。1番が元金償還金ということで、3億653万9,868円の支出でございます。それから、その下の利子の償還金につきましては、3,756万9,760円となっております。

最後ですけども、一番最後29ページでございますが、予備費といたしましては、執



行を26年度はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（国清一治君） ちょっと議事の都合により小休をしたいと思います。

午後2時26分 休憩

午後2時57分 再開

○議長（国清一治君） 再開をいたします。

それでは、これより企画総務課関係の詳細質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしちゅうわけにいかんな。

10番大西議員。

○10番（大西一司君） 一番目玉は政策である住宅の補助金、ページで言うたら8ページになるんだろうけど、これ5戸分ということになつとるが、当初これやっばり12戸分ですとらなんだん、ねえ、3,600万円に。これの基本的なことやけど、1年生さんもおるけん、それは予算現額、これは書き方としたら3,600ではぐあい悪いんで、やっばり。調定額に合わせとるようなんやけど、どんなこと。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 予算額につきましては、事業がその年度内中に終了、例えば12戸分できないと、5戸しかできないということが確定した時点で、補正で減額をしております。

○10番（大西一司君） ああ、もうしとん。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） はい。

○10番（大西一司君） それらしい。3,600万円の予算でしたが、見込みがそれしかないと確立したんで、減額補正をして、この調定額に合わせとるというふうなことなんです。この目玉政策である12戸というのが、これ2回目、2年目、5戸に終わったということに関して、どこに原因があるのか、予定どおり進まないのか。それと、ことしも3戸というようなことを聞き及んでおるんですが、この結果と今後の計画についてちょっと参事のほうからお話ししてください。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 残念ながらと言いましょうか、26年度につき

ましては、戸建ての5戸しかできませんでした。当たったところは相当あるんですが、これまでもご説明してきましたように、農振地であることであるとか、それからされる方が自己資金がないとか、それからもう一つは後継者がいない。若い人が出られておって、土地はあるんだけど、それをつくる資金と後を守る後継者がいないという、その3つぐらいが主な原因で、なかなかしていただけなかった。

我々としては、今下手というか、旧生名地区のほうに集中しとんですが、できるだけ上というか、旧横瀬のほう人口減ってきてますので、そちらにもしたいということで、業者とは話をしてきた経過はあるんですけども、1つは業者さんが、役場から上は余り市場として考えてないところがあります。やっぱり上から下へ人口が流れるということで、上につくった場合に入居者が余りないだろうという企業側のもくろみもあって、なかなか乗らないと。ただ、そこらあたりは、例えば横瀬ぐらいまでであれば、町がある程度支援というか、補助金も出しますので、そのあたりぐらいまでは、建設業者さんあたりと交渉すればできるかなと、建設していただけるかなという目算はしてるんですけども、ただ今言うた3つぐらいの理由で、建てる方がおられなかったというのが現状です。

一応、私のほうでは30戸ぐらいをめどに、余り多くしますと、やっぱり入居者の問題が、余りないとか、それから既設の業者さんにも、お客さんとするような形になっても迷惑かかると思いますので、一応30戸ぐらい、当初からそう言いよんですけど、30戸ぐらいをめどにやりたいなと思ってますけども、ちょっと現状はなかなか、今言いましたように厳しい状況ではございます。

○議長（国清一治君） 大西議員。

○10番（大西一司君） やっぱりちょっと我々見よって、業者さん任せでないんかいなっていう、そういう感じが受けますので、ある程度担当部署のほうで、町長、執行部も含めて、もっと積極的に何か方法なかったんかな。あそこの大手の業者さんにほとんどお任せみたいな状況で、あとの戸別のやつは、またそれは別にノウハウがある人がやりよんやけども。それにちょっと乗っかってしよんで、可能性としたら、そら薄いわなと、業者さんはそのように、本社の裁量でここまでだと、役場の近辺あたりまでだというような、そうでないと許可がおりないと、担当者もそんなことを話ししよったんや。もっと執行部自身、自体、担当課、何か方法を具体的に、直接どな

いか方法なかったんかなという思いはあるんやけど、何か研究なされましたか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 研究とまではいきませんが、かなり我々も情報を集めて、業者さんのほうには許される範囲の情報を提供して、かなり細かくは回ってもらってます。そういう結果で、対象というか、営業した個数はかなりあるんですけども、やっぱり今言うた理由で、なかなか建築には至らないというのが現状で、当たるところはかなり当たってますので、ちょっと今言うたように、ちょっと何か新たな方法を考えるとか、手段をとらなったら、する対象者が少なくなってきたという感があります。

○10番（大西一司君） 現実的に、今で20戸ですか、見通しが。それでも、3人、4人おったら、4人おったら80にふえるということで、それは非常に大きな人口増で、かなり効果が出ると思うんですが、30戸をめぐるといふような話があったんですが、具体的に、待ちでなしに、やっぱり積極的に執行部のほうで新たな展開方法というのを考えてやっていかないかなと。

ひとつ我々が今度いろいろ創生のことで話しして、宅地造成の別の方向でやれというふうなこと、それも一つの方法かもわからんと思うんですが、町長、方向性としたら、この300万円1戸の補助をどれくらいまでめぐつけて、いろいろな方法はあると思うんですけど、違った角度から何か施策を講じたいというのがあれば、ちょっとお願いしたいんですが。

○議長（国清一治君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 議員が指摘をいただいておりますように、この方法で2年、12戸、5戸というようなことで、今年度も3戸今できてきております。最終的には、決定のあれまでは出しておりませんが、いずれにしても来年度も引き続いてやっていきたいというようなことでございます。

この方法としては、やっぱり町が補助することによって安心感も出るんでないかと。ただ、実際個人の人としては、やっぱり自己資金の問題で立ち消えるケースが非常に……。場所的にはいいところも結構あったんですけどもね、やっぱり自己資金のことを考えるとなかなか。銀行がいろいろ問題ありというか、個人がありとするか、いろんな方法もあるんですけど、この方法でやることによって、できたら1戸3人か

4人の人口来たら結構大きな人口になるし、勝浦町から小松島、徳島に住居を変えようかっていう人もとまってくれるだろうし、とまってくれるという人も、勝浦町に住んでいただけるだろうし、また逆に小松島、徳島からも来てくれる人もおるんじゃないかという期待もしております。いろんな点を十分道路整備もしながら、あわせてやっていきたいなと思っております。

まさに、今地方創生というようなことで、町が独自に宅地造成をしてっていうことも出ておりますし、また移住者にも補助、また町内の家建てる人にも補助を出しているという新たな、今までいろいろ問題があってできなんだことも、積極的に前へ向いてやっていこうかというところでもございますので、あわせ技みたいな形になるかもわかりませんが、やっていきたいなというように私自身は考えています。

○議長（国清一治君） 大西議員。

○10番（大西一司君） 道路網の整備とあわせて、町の発展は、まさに住環境の整備、これにかかると思うんで、今の町長の発言、ほんまに重要視しとるちゅうんがわかるんやけど、具体的にほんまに、言うたら、つまずかんようにここまで来とんやけん、あらゆる施策使うて、一丸となってひとつ前へ進めるように頑張っていたきたいと思えます。

以上です。終わります。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

3番美馬議員。

○3番（美馬友子君） 座ってでいいんですか。

○議長（国清一治君） はい。

○3番（美馬友子君） 消防費のどこなんですけど、昨年の2月に高規格の救急自動車が運用されて、26年度にまた軽自動車の救急患者輸送車が購入されましたが、勝浦町、細い道もたくさん、狭い道もあるので、助かった命があるんじゃないかと思うんですが、特に効果があったとか、そういうものが数多く出るとか、そういうあれはありますか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） きわだった成果というか、それは聞いておりません。特化した話は聞いておりませんが、従来までお話ししましたように、かな

り大きな高規格のタイプの車が入れないところがございます。先般も、いろいろ厳しい条件の中で入れなかったのが、軽の救急車で行って活躍したという例もございますように、ああいうようなところには絶対有利な車ですので、うまくやっぱり使い分けをして運行していきたいとは思っています。

○議長（国清一治君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 使い分けで、軽自動車から高規格に移動を行うっていうのが基本だったと思うんですが、それで困ったこととかは特になかったんですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 定期的に救急隊員と業務のことについてとか、消防の面について会議をしておりますけど、その中では特に困ったというような話は出てません。前にも言いましたように、できるだけ安全性からいけば、高規格で走るほうが患者さんにとっても安全ですので、できるだけ乗りかえ、患者さんの容体にもよるんですけど、そういう状況で積みかえができないような状況であれば当然軽で行きますし、ときの場合によりますけども、できるだけそういうふうに安全性を最優先に考えた運行制度というような話で運行を考えてます。

○議長（国清一治君） 美馬議員。

○3番（美馬友子君） 早く安全性を判断するのも、判断能力が持ち合わせてない部分が多い、今は臨時職員なんでっていうことで、早く判断能力のある方を雇用していただきたいなっていうところを要望しておきます。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

5番松田議員。

○5番（松田貴志君） 2款の1項1目の公示・掲示板設置工事についてであります。これについて新しくやりかえた部分、私も何カ所か見ましたけれども、実際以前押しピンでつけていた部分、最近はマグネット式で張りつけるような形になってると思うんですけど、実際厚目の枚数が多い部分にとったら、ちょっとへばりつきにくいというか、やっぱりそこらあたりはちょっと改善の余地があるのかなと思いますので、ちょっとこの点についてと、あと実際広告・公示についての掲示板について、なかなか見られる方が少ない。以前、私議員してたときにもちょっと指摘させてもらったんですけど、また新たな形での公示、公告の仕方っていうのもあるのかなと思いま

す。他の市町村では、電子公告みたいな形でホームページ上で公示公告をしているところもありますし、掲示板だけじゃなしに、またほかの方法っていうのも考えていく必要があるのではないかなと思います。

加えて、掲示板の設置場所なんですけれども、昔で言えば、人が少しでも寄りやすいところに設置してあるとは思いますが、現実問題、何でこんなところにあるんだろう、集会所の近くとかが意外と多いのかな、しかし集会所たって、用事があるときは行くけど、以外と足を運ぶ機会って少ないんですよ、一般の住民の方って。そこらあたりもちょっと工夫もしてほしかったなと思いますので、今回これを新たに設置するに当たって、そこらあたりは考えなかったのかどうかという部分をお答えいただきたいと思います。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） まず、1点目のとめ方の問題なんですけれども、当然マグネット式にもなってますし、押しピンでもできるようになってると思います。ですから、重いものについては、やっぱりくぎタイプのほうが持ちやすいと思うんで、そういう対応ができてると思います。

それから、最近位置の問題もあるかと思うんですけども、なかなか見てもらえないという状況は確かにあると思います。若い人は特に足を運ぶというのはなかなか、お年寄りも含めてなんですけども、難しいと思うんで、議員さんおっしゃられましたように、ホームページとかネットを十分活用していくというほうが、年寄り向けは当然ネットを見ない方もおいでますので、そういう紙ベースの今の位置で見ていただくということは選択肢ありますけども、できるだけホームページとかを利用してやっていくことも大事かなと思っています。

それから、設置の位置につきましては、区長さんに1回今の場所でいいかどうか確認しました。それで、2カ所ほど変更させていただいたんですけども、一応区長さんにはお伺いを立てて、一応はしておりますので、ご理解いただけたらと思います。

なお、どうしてもこっちのほうがいいわとかということで用地ができるんならば、また利用していただけるような場所に変更も考えていきたいとは思っております。

○議長（国清一治君） もういいですか。

他に質疑はございませんか。

10番井出議員。

○9番（井出美智子君） あの……。

○議長（国清一治君） 失礼しました。

9番井出議員。

○9番（井出美智子君） 7ページのコミュニティー助成事業のことなんですが、今回は横瀬地区だけが該当になったと、ほかに何地区か出てたんですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 地区、はっきり覚えてませんが、うろ覚えで言うたらいけませんけど、4地区出てました。

○議長（国清一治君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） これは、各地区順番に回していったわけではないんですか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） これ何回も申し上げましたとおり、宝くじの収益事業で、県が配分をしていくということでございます。毎年勝浦町熱心で、3つ、4つ、毎年申請をして、毎年認可というか、採択いただいています。かなり町村でも珍しいと思います、これだけ補助金がついてくるところは。

そういうことですので、申請の順番といたしましては、全地区から申請をいただいて出すようにしています。町に申請していただいたところについては出すようにしています。ただ、県のほうで、例えば昨年度もらったところは、2回連続はだめですよというか、基準がありますので、そういう配分の中で順番が決まっておるというような状況です。町としては、申請していただけたら、全部県のほうには申請をしておるというような状況です。

来年度の申請の期限については、残念ながら、きのう、きょうで多分終了しておると思いますので、また再来年の事業につきましては来年申請を受け付けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（国清一治君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） 確認したいことは、1回これが当たとうけん諦めるんじゃないかって、毎年出して、選ぶのは県が選ぶから、区としてはどんどんこれに応募し

たほうが良いということですね。その確認を。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） ただいまの連続申請とかという要望、大変ございます。私どものほうは、地区の皆さんに毎年出してくださいよと、いけるかいけんかは県の差配ですけれども、申請は出してくださいと。役場としても、出していきますということでお願いをして、地元の人には大変面倒なところもあるんですけども、申請はしていきましようということで、毎年やられるところは出しております。

○議長（国清一治君） 井出議員。

○9番（井出美智子君） 2回これに該当になった地区は、これまでにございますか。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） この事業長いんで、かなりあると思います。

それと、コミュニティーの中でも、こういう一般の分と消防とか、そういう分野もございますので、消防で当たったところが一般のところでも当たったりというダブリもございますし、期間的にも大変長いこれ期間やっていますので、2回、3回のところもあると思います。

○9番（井出美智子君） ありがとうございます。

○議長（国清一治君） 他に質疑はございませんか。

10番大西議員。

○10番（大西一司君） 交付税のことなんですが、ずっと厳しい財政状況等の中で、昨今ちょっと税収もふえとうっていう中で、今回これ16億6,000万円。この交付税の見通しってのはなかなかだろけんども、状況って。全体の十何兆円という枠が国のほうではありますわね。十六、七兆円かいな。そこらあたりの見通しと、やっぱり交付税に我々は頼らざるを得ないので、そのこと一番重要だと思うんと、もう一つは特交ですね。これ5,000万円が大方2億円ということで、いろいろ災害とかあったと思うんですが、内容的にどなんなか、ちょっとそれも説明お願いします、参事に。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） まず、普通交付税のほうですけれども、国の財政フレームの中では減額の傾向でございます。ただ、経済が良かったために増収がありま



すので、基本的に前年度並みを確保するというようなことで配分されてると思います。

特交の分につきましては、その年によって勝浦町の事情というのが反映されますので、多いとき少ないときございますけれども、一番多かったときは、ごみ焼却場をしたときが2億円を超えて、大きい金額を配当いただきました。基本的には、県の流れ見てみると、勝浦町は配分率はかなりいいというふうに認識しています。当然枠がありますので、その中で配分、県もするわけですけれども、そういう状況から見て、特化していいところもあるんですけども、平均的に見ればかなり勝浦町には配分が多いかなというふうな感覚であります。

○議長（国清一治君） 大西議員。

○10番（大西一司君） 特交の内容、どんなとこまでできるんか。初めての方もおられるんで、ちょっと大体どのあたりまでいけるんか。

○議長（国清一治君） 特効の配分。

伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 普通交付税は、算定基準、算定項目が決まっております。人件費でありますとか、学校が幾らありますとか、そういう基準があって、多岐の基準があって、それに単価を埋め込んで、戸数とかで計算していたのが普通交付税です。それ以外の勝浦町の特異な事情がある場合、それがその事業費の幾らかが配分の額によって案分されていきますので、例えば先ほど言いました、勝浦町的に焼却場をしたとか、それからいつも算定になるんは、勝浦川を草刈りをして、自然の環境とか保全しておるとか、そういう特に勝浦町が独自に事業をしておるようなことについて算定されております。だから、できるだけ特別交付税の算定には勝浦町的な事業を盛り込むというか、できるだけ書き込んで、落とさんように書き込んで申請をしていくということです。何がどうかっていうのはちょっと詳しく覚えてませんが、とにかく勝浦町の独自の事業について対象になってますので、そういう勝浦町が負担した事業を申請に上げていくと。

○10番（大西一司君） 災害復旧以外のことで、災害の部分については、これ充たできないのですか。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 災害も算定あります。

○10番（大西一司君） あるんでしょう。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） はい。

○10番（大西一司君） そこらあたりをちょっとあつたんかなっていうのを聞いたかったんやけど。

○議長（国清一治君） 伊丹参事。

○参事兼企画総務課長（伊丹眞悟君） 算定項目にはございます，当然。けど，特に大きな，勝浦町，ここ台風が来よんですけど，特に大きな災害はなかったかと思つてます，この数年は。

○議長（国清一治君） 大西議員。

○10番（大西一司君） 終わります。

○議長（国清一治君） 終わります。

他に質疑はございませんか，この際。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（国清一治君） ないようですので，質疑なしと認めます。

以上で企画総務課関係の詳細質疑を終了いたします。

ちょっと小休します。

午後3時24分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（国清一治君） 再開をいたします。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会します。

お疲れでございました。

午後3時26分 散会